

令和6年度(補正予算)

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金

商用車等の電動化促進事業(タクシー・バス)

関係資料

令和7年5月

JATA

公益財団法人

日本自動車輸送技術協会

<http://www.ataj.or.jp/>

目 次

1. 令和6年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (商用車等の電動化促進事業(タクシー・バス)) 公募要領	1
2. 令和6年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (商用車等の電動化促進事業(タクシー・バス)) 交付規程	29
3. 商用車等の電動化促進事業(タクシー・バス)に関する Q&A	88
4. 令和6年度商用車等の電動化促進事業(タクシー・バス)実施要領	99
5. 令和6年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (商用車等の電動化促進事業(タクシー・バス)) 交付要綱	114
6. (参考) 環境省補助事業である旨の表示	124

令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）） 公募要領

令和7年4月28日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会

公益財団法人日本自動車輸送技術協会（以下「JATA」という。）では、環境省から脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））の交付決定（令和7年2月20日付け）を受け、タクシー事業者、バス事業者等が二酸化炭素排出削減効果を有する電気自動車（バッテリー交換式電気自動車を含む。以下同じ。）、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素内燃機関型自動車（以下「電気自動車等」という。）を導入する事業に要する経費を補助することにより、電気自動車等の普及初期の導入加速を支援し、もって価格低減による産業競争力強化・経済成長と脱炭素社会の構築を推進することを目的とする事業を実施します。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他留意事項は、本公募要領に記載するとおりですので、応募される方は本公募要領を熟読のうえ、令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程（令和7年4月28日輸技協事第7-4号。以下「交付規程」という。）にしたがって手続を行うようお願いいたします。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、JATA としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして充分ご認識をされたうえで、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 応募の申請者が JATA に申請する内容及び提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 電気自動車用充電設備（以下「充電設備」という。）の申請に関し、安全面及び法規面については申請者が十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。JATA は、本補助金の交付対象として申請された充電設備について、本補助金の要件を満たしているか否かは審査しますが、安全面や法規面については何ら保証するものではありません。
- 充電設備の設置に関し、申請者は設置する土地の使用権限を有していることを十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。
- 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄すること等をいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について JATA の承認を受けなければなりません（以下、「財産処分」という。）。なお、JATA は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 補助事業の適切かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
間接補助事業に関して不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、支払い済みの補助金のうち取消す対象となった額を返還していただくこととなります。
- なお、補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

1. 補助金の目的と性格

- この補助金は、タクシー事業者、バス事業者等が二酸化炭素排出削減効果を有する電気自動車等を導入する事業に要する経費を補助することにより、電気自動車等の普及初期の導入加速を支援し、もって価格低減による産業競争力強化・経済成長と脱炭素社会の構築を推進することを目的としています。
- 事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、事業完了後は、二酸化炭素削減効果について事業報告書を環境大臣（以下「大臣」という。）に提出していただくことになります。また、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとともに、導入車両が環境省補助事業によるものである旨の表示（車両へのステッカーの貼付）などが必要となります。
- これらの義務が十分果たされないときは、JATA より改善のための指導を行うとともに、事態の重大な事案については、交付決定を解除することもあります。また、新たな申請を受理しない場合もあります。

2. 補助対象事業の要件

(1) 対象自動車

次に掲げる自動車のうち、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 3 項に規定する旅客自動車運送事業及び第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する乗車定員 10 人以下の車両（以下「タクシー等車両」という。）であって、JATA ホームページに掲載されている「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の対象となる自動車を導入する事業又は JATA のホームページに事前登録された自動車をタクシー等車両として導入する事業並びに乗車定員 11 人以上の車両（以下「バス車両」という。）で JATA のホームページに事前登録されたバス車両を導入する事業を対象とします。

- ① 電気自動車（車両に搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車）
- ② プラグインハイブリッド自動車（車両に搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車）
- ③ 燃料電池自動車（車両に搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車）
- ④ 水素内燃機関型自動車（水素を燃料とした内燃機関を原動機として駆動する自動車）

(2) 充電設備

- ① 本事業により導入される電気自動車等の充放電に必要な充電設備（以下、「電気自動車用充電設備」という。）であること。
- ② 設置場所は申請事業者の敷地（事業所、営業拠点）等に設置するものであること。借地は 6 年以上の契約、許諾が必要です（ただし土地が国又は地方公共団体の場合はこの限りではない）。また、事務所・工場等が自宅を兼ねている場合で、駐車場が自宅兼事務所等に付随していないこと（個人タクシーは除く）。
- ③ 充電設備は、急速充電器、普通充電器、V2H、外部給電器及び高圧受電設備とし、急速充電器、普通充電器、V2H、外部給電器にあってはメーカー名及び型式等は経済産業省の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付対象の機器

であること。なお、JATAホームページに「補助対象充電設備型式一覧表」として掲載されているものに限る（高圧受電設備については除く）。

- ④ 電気自動車用充電設備の導入に必要な工事費（本工事費、付帯工事費）については、JATA が認めた設備費、業務費及び事務費であること。ただし、本事業に関係のない工事費や手数料は含めないものとします。
- ⑤ 2030年非化石エネルギー導入計画に基づいた規模の高圧受電設備・設置工事費は申請を可能とします。
- ⑥ 充電設備は補助対象車両のみに使用すること。また、課金装置については使用できない状態であること。
- ⑦ バッテリー交換式電気自動車の運用に必要な設備（交換用バッテリー及び交換ステーション等）についても上記（③以外）のとおり扱う。

（3）補助対象車両等の申請方法及び登録

- ① 補助対象車両等を購入する前に行う申請（以下「通常申請」という。）又は補助対象車両を購入後に行う申請（以下「実績申請」という。）とする。
通常申請における車両申請は、申請時において契約又は発注は可能ですが交付決定日後に納車（新規登録）をしていただく申請方法です。一方、改造に係る自動車については交付決定後に契約、発注となります。また、充電設備申請は交付決定日後に契約、発注及び工事着工をすることになります。
実績申請については、既に車両を納車（新規登録）後に各種書類を整え申請して頂く申請方法です。実績申請は車両のみが対象です。
- ② 補助対象車両は、令和7年2月3日から令和8年2月13日（補助対象車両を購入後に実績申請する場合は令和8年1月9日）までに新車として新規に登録する（された）車両であること。（割賦販売による所有権留保は認められません。）
- ③ 改造された自動車については、改造に係る自動車の登録を令和8年2月13日までに完了すること。（通常申請に限る）
- ④ 充電設備の設置と実績報告及び新規登録車両の実績報告の提出は令和8年2月20日までに完了すること。
- ⑤ 充電設備の申請を行う場合は、車両台数と充電設備の口数が「車両台数 \geq 口数」であること。また、補助対象車両に正しく充電できるものであること。
- ⑥ 複数年度事業の場合の補助対象車両は、令和7年2月3日から令和8年12月18日までに新車として新規に登録する（された）車両であること。（割賦販売による所有権留保は認められません。）また、改造された自動車については、改造に係る自動車の登録を令和8年12月18日までに完了すること。（実績申請は不可。）充電設備の設置の完了と実績報告及び新規登録車両の実績報告書の提出は令和8年12月25日までに完了すること。
- ⑦ 申請時において、財産処分の制限期間内に使用者の変更が予定されており、計画が示される場合は財産処分の対象とはならない場合があるため、事前にJATAにご相談ください。

3. 補助対象事業者

本事業において、補助金の交付を申請できる者（補助対象事業者）は、次に掲げる者（貸渡し（リース）を業とする者は、貸渡先の事業者）のうち、国で定める目標（目安）に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定している者とする。

※自家用車（白ナンバー）は恒常的に運行する（従業員、観光客の送迎）等、使用内容によっては可とする。

- ① タクシー等車両又はバス車両を事業の用に供する者
- ② タクシー等車両又はバス車両の貸渡し（リース）を業とする者（①、③及び⑥に貸し渡す者に限る。）
- ③ 特定旅客自動車運送事業者に自らが所有する又は使用するタクシー等車両又はバス車両を貸与のうえ、旅客運送を委託する学校法人又は企業等
- ④ 旅客自動車運送事業の分社等により、自らが 50%を超える出資比率によって設立した子会社たる旅客自動車運送事業者に、自らが所有するタクシー等車両又はバス車両を貸与する者
- ⑤ タクシー等車両又はバス車両と一体的に導入される充電設備を所有する者（①、②、③、④、⑥のタクシー等車両又はバス車両と一体的に導入される場合に限る）。
- ⑥ 地方公共団体
- ⑦ その他大臣の承認を得て J A T A が適当と認める者

補助対象事業者（⑥を除く）のうち、多排出者（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）実施要領第3（2）の「多排出者」をいう。）については、交付申請日までに、以下（i）及び（ii）のCO2 排出削減のための取組の実施について表明するものに限ります。なお GX リーグ（※1）に参加するものについては、これらの取組を実施するものとみなします。

（i）令和7年度及び令和12年度の国内におけるScope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関するCO2排出削減目標を設定し、公表すること。また、令和6年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て、毎年度公表してください。

（注）第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン（※2）」に則ってください。

（ii）（i）で掲げた目標を達成できない場合には J クレジット若しくは JCM その他国内のCO2 排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を公表してください。

※1 GXリーグホームページ <https://gx-league.go.jp/> を参照してください。

※2 <https://gx-league.go.jp/rules/verification/> を参照してください。

4. 補助金額等

JATA のホームページにおいて、自動車については、「補助対象車両一覧」に記載されている基準額とし、充電機器については「補助対象充電設備型式一覧表」に記載されている補助金交付上限額とします。

（1）タクシー等車両の補助基準額は、下表のとおりです。

区 分	補 助 率	
	乗車定員8人以下	乗車定員9人以上
電気自動車	車両本体価格 ^{注)} の1/4をベースに、JATAが必要と認めた額	補助対象となる車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準適合したガソリン又はディーゼル自動車の価格と、導入車両の車両本体価格との差額の2/3をベースに、JATAが必要と認めた額
プラグインハイブリッド自動車	車両本体価格 ^{注)} の1/5をベースに、JATAが必要と認めた額	補助対象となる車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準適合したガソリン又はディーゼル自動車の価格と、導入車両の車両本体価格との差額の2/3をベースに、JATAが必要と認めた額
燃料電池自動車 又は水素内燃機関型自動車	車両本体価格 ^{注)} の1/3をベースに、JATAが必要と認めた額	車両本体価格 ^{注)} の1/2をベースに、JATAが必要と認めた額

(タクシー等車両に係る以下のいずれかの自動車への改造事業) ・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素内燃機関型自動車	
上記の改造を行うために必要な経費で JATA が承認した経費	JATA が必要と認めた額の 2/3 材料費（パワートレイン）及び労務費に限る。また、開発費用等（デザイン料、テスト費用）を除く。

なお、補助基準額は、乗員定員8人以下でベースとなる車両本体価格については、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車は 600 万円、燃料電池自動車及び水素内燃機関型自動車は 1,000 万円を上限として算定します。

注) JATA ホームページの補助対象車両一覧の車両本体価格をいう。

(2) バス車両の補助基準額は、下表のとおりです。

区 分	補 助 率
バス車両に係る電気自動車の導入	補助対象となる車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車の価格と第1欄に掲げる経費との差額の 2/3 をベースに JATA が必要と認めた額
バス車両に係るプラグインハイブリッド自動車の導入	補助対象となる車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車の価格と第1欄に掲げる経費との差額の 2/3 をベースに JATA が必要と認めた額
バス車両に係る燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車の導入に必要な経費で JATA が承認した経費	車両本体価格の 1/2 をベースに、JATA が必要と認めた額
(バス車両に係る以下のいずれかの自動車への改造事業) ・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素内燃機関型自動車	
上記の改造を行うために必要な経費で JATA が承認した経費	JATA が必要と認めた額の 2/3 材料費（パワートレイン）及び労務費に限る。また、開発費用等（デザイン料、テスト費用）を除く。

(3) 充電設備の補助基準額

① 充電設備の補助金交付上限額は、型式ごとに定めたものを JATA ホームページ掲載の「補助対象充電設備型式一覧表」に記載しております。

② 充電設備工事費の補助基準額は下表の通りです。(額の単位：万円)

ア.急速充電

区 分	急 速 充 電		
	90kW 以上	50kW 以上	10kW 以上
対象設備			
補助率 (補助額に上限額あり)	機器補助率：1/1 工事補助率：1/1	機器補助率：1/2 工事補助率：1/1	
工事費上限額（1台あたり）	280	140	108

イ.普通充電

区 分	普 通 充 電				
	ケーブル付き 充電設備		コンセント スタンド	コンセント	
対象設備	6kW 以上	6kW 未満		機械式	平置き
補助率 (補助額に上限額あり)	機器補助率：1/2 工事補助率：1/1				
工事費上限額（1台あたり）	135		135	135	95

ウ.バッテリー交換式充電

区 分	バッテリー交換式充電設備
対象設備	
補助率 (補助額に上限額あり)	設備補助率：1/2 工事補助率：1/1
機器上限額	200×台数
工事費上限額（1台あたり）	1000

エ.V2H・外部給電器

区 分	V2H 充放電設備	外部給電器
対象設備		
補助率 (補助額に上限額あり)	設備補助率：1/2 工事補助率：1/1	設備補助率：1/3
工事費上限額（1台あたり）	95	—

③ 高圧受電設備・設置工事費補助基準額は下表の通りです。（額の単位：万円）

区 分	高圧受電設備・設置工事費				
設備総出力	350kW 以上	250kW 以上	150kW 以上	90kW 以上	50kW 以上
補助率 (補助額に上限額あり)	1/1				
上限額	600	500	400	300	200

5. 予算総額

約81.9億円

6. 申請者

補助金を申請できる者は、補助対象車両の自動車検査証上の所有者に該当する者又は所有者となっている者（既に購入している場合）です。従いまして、リースの場合は、リース事業者となります。

また、充電設備については補助対象車両の自動車検査証上の所有者又は使用者となる者、並びに本事業で導入される車両と一体的に導入される充電設備の所有者となります。原則として、リース形態による充電設備の申請は可能ですが、車両がリース形態である場合、車両のリース会社と同一である必要があります。

7. 申請先

申請は、原則として JATA ホームページ電子申請システムより行ってください。

8. 申請受付

(1) 受付期間など

受付期間、予算額及び申請にかかる留意事項については以下のとおりです。

受付期間	予算額	留意事項
1.タクシー等車両 令和7年4月28日(月)～ 令和8年1月9日(金) 1-2.充電設備等 令和7年4月28日(月)～ 令和8年1月9日(金)	約11.9億円	<ul style="list-style-type: none"> 申請にかかる審査は、申し込み順に行います。 予算額の残額が2割程度に達した場合には、当該日付以降は申し込み順による審査を行うことはせず、当該日付から1か月(30日)後までに申し込みのあったすべての交付申請を対象に審査を行います。なお、予算残額を超える申請があった場合には、初めて申請を行う事業者や脱炭素先行地域に選定された地域内の事業所等に導入する事業者を優先して抽選を実施するなど配慮したうえで補助事業者を決定します。
2.バス車両 令和7年4月28日(月)～ 令和8年1月9日(金) 2-2.充電設備等 令和7年4月28日(月)～ 令和8年1月9日(金)	約70億円	

(2) 申請の方法

申請は、原則として JATA 電子申請システム^{*1}から行ってください。当協会からの連絡、通知書等の送付につきましては、担当者の E メールアドレスへご連絡いたします。

※1：JATA タクシー・バス補助金ホームページ

専用ページにつきましては、開設後に JATA ホームページ (<https://ataj.or.jp/>) にてお知らせいたします。

9. 補助金申請の方法

申請対象自動車等	申請方法
<ul style="list-style-type: none"> 電気タクシー プラグインハイブリッドタクシー 燃料電池タクシー又は水素内燃機関型タクシー 電気バス プラグインハイブリッドバス 燃料電池バス又は水素内燃機関型バス 	<ul style="list-style-type: none"> 通常申請又は実績申請とする
<ul style="list-style-type: none"> 改造タクシー、改造バス 	<ul style="list-style-type: none"> 通常申請とする
<ul style="list-style-type: none"> 充電設備 	<ul style="list-style-type: none"> 通常申請とする

※通常申請、実績申請については公募要領 2.(3) をご参照ください。

10. 補助金申請書等必要書類の提出

申請に必要な書類は以下になります。JATA 電子申請システムにおいては、交付規程の様式は一部を除き、システム上での入力となります。また、申請者は必要書類(オリジナルファイル※1)を保管しておいてください。

なお、間接補助事業の完了の日の属する年度終了後5年間又は法定耐用年数(制限期間)(※2)のいずれか長い期間、申請に係る必要書類・資料等を保存してください。

加えまして、必要に応じて（１）通常申請及び（２）実績申請に記載されている書類以外の資料（利益等排除等）を追加で求めることがあります。特に自治体の運行委託等にあつては運行委託契約の書類をご提出いただきますようお願いいたします（※３）。

※１ アップロードされたファイルそのもの

※２ 法定耐用年数は下表のとおり

区 分		法定耐用年数
タクシー	排気量 2L 以下	3 年
	排気量 2L 越え 3L 未満	4 年
	排気量 3L 以上	5 年
バス	事業用（緑ナンバー）	5 年
	自家用（白ナンバー）	6 年
充 電 設 備		6 年

※３ 自家用有償旅客運送事業の場合は運輸局の許可書又は認可証等。ただし、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて（国自旅第359号 令和6年3月1日付通達）に該当するものは除く。

(1) 通常申請の場合

- ・その1の1：交付申請時（車両のみ申請の場合）

※車両は申請時点で契約又は発注済みでも可能です。（改造車は除く）。

様式類	①交付規程様式第1（交付申請書）	システムへの入力のため、様式記入による提出は不要	
	②交付規程様式第1（その2の1）（実施計画書（車両））		
	③交付規程様式第1（その3の1）（誓約書）		入力したファイルをシステムにアップロード
	④交付規程様式第1（その3の2）（表明書） ※令和2年度CO2排出量20万トン以上の事業者が申請者あるいは使用者である場合に提出すること。		システムへの入力(表明)
	⑤交付規程様式第1（その4の1あるいはその4の2）（国で定める目標（目安）に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画書） ※リース等の場合は貸渡し先等使用者の計画とする。		入力したファイルをシステムにアップロード
申請者の事業証明	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合 現在事項全部証明書の写し（コピー）（初回申請時※のみ。申請時に発行後3か月以内のもの） ※初回申請時以降、必要項目が変更になった場合は、再提出をお願いいたします。 ・個人事業者の場合 住民票の写し（コピー）（申請時に発行後3か月以内のもの）又は自動車運転免許証の写し（コピー）（裏面に記載のある場合は裏面のコピーも添付すること） ※個人番号情報が記載されている場合は当該箇所を黒塗りにして提出すること。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ①自動車購入契約書の写し（コピー） 発注書、注文書でも可。車両本体価格、納車予定日を明記しているもの ※車名・通称名・型式は補助対象車両情報一覧の内容とおりに記載されていること 		
リース契約の場合の資料	<ul style="list-style-type: none"> ①自動車リース契約書 契約締結前の場合は契約予定者及び対象物等必要事項が記載された契約書（案）の写し（コピー） 		
	<ul style="list-style-type: none"> ②リース料金算定根拠明細書 （補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの） ※補助金の一括還元は認められていません。また、指定の様式はありません。JATA ホームページに掲載の例をご参照ください。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ③リース先の事業証明 「申請者の事業証明」に準ずる。 ・法人の場合 現在事項全部証明書の写し（コピー）（初回申請時※のみ。申請時に発行後3か月以内のもの） ※初回申請時以降、必要項目が変更になった場合は、再提出をお願いいたします。 ・個人事業者の場合 住民票の写し（コピー）（申請時に発行後3か月以内のもの）又は自動車運転免許証の写し（コピー）（裏面に記載のある場合は裏面のコピーも添付すること） ※個人番号情報が記載されている場合は当該箇所を黒塗りにして提出すること。 		
	④転リースの場合は、リース先と使用者間の上記①～③の資料		

補助対象事業者 に関わる書類	自家用有償旅客運送事業許可証又は認可証	該当する場合のみ
	運行委託契約書	
改造	改造を施す車両の自動車検査証記録事項（コピー）	改造の場合のみ
	改造に係る見積（コピー） ・部材費の詳細が記載されていること（“改造キット一式”のような内容は認めない） ※申請日時点で有効なもの。	

・その1の2：交付申請時（充電設備のみの申請をする場合）

注意：充電設備は車両申請とは違い実績申請はありませんので、必ず交付決定日後に契約、発注及び工事着工としてください。申請時点で契約、発注、工事着工のいずれかを行った場合は補助金の対象となりません。

様式類	①交付規程様式第1（交付申請書）	システムへの入力のため、様式記入による提出は不要	
	②交付規程様式第1（その2の2）（実施計画書（充電設備等）） ※キュービクルの出力単位はkWとすること。		
	③交付規程様式第1（その3の1）（誓約書）		入力したファイルをシステムにアップロード*1
	④交付規程様式第1（その3の2）（表明書） ※令和2年度CO2排出量20万トン以上の事業者が申請者あるいは使用者である場合に提出すること。		システムへの入力(表明)*1
申請者の事業証明	<ul style="list-style-type: none"> • 法人の場合： 現在事項全部証明書の写し（コピー）（<u>初回申請時*のみ、申請時に発行後3か月以内のもの</u>） ※初回申請時以降、必要項目が変更になった場合は、再提出をお願いいたします。 • 個人事業者の場合： 住民票の写し（コピー）（申請時に発行後3か月以内のもの）又は自動車運転免許証の写し（コピー）（裏面に記載のある場合は裏面のコピーも添付すること） ※個人番号情報が記載されている場合は、当該箇所を黒塗りにして提出すること。 	*1	
リース契約の場合の資料（充電設備）	①充電設備リース契約書 契約締結前の場合は契約予定者及び対象物等必要事項が記載された契約書（案）の写し（コピー）		
	②リース料金算定根拠明細書（補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの） ※補助金の一括還元は認められていません。また、指定の様式はありません。JATA ホームページに掲載の例をご参照ください。		
	③リース先の事業証明 「申請者の事業証明」に準ずる。 • 法人の場合 現在事項全部証明書の写し（コピー）（ <u>初回申請時*のみ、申請時に発行後3か月以内のもの</u> ） ※初回申請時以降、必要項目が変更になった場合は、再提出をお願いいたします。 • 個人事業者の場合 住民票の写し（コピー）（申請時に発行後3か月以内のもの）又は自動車運転免許証の写し（コピー）（裏面に記載のある場合は裏面のコピーも添付すること） ※個人番号情報が記載されている場合は当該箇所を黒塗りにして提出すること。		
	④転リースの場合、リース先と転リース先間の①～③の資料		

導入説明	<p>充電設備の導入に関する説明書</p> <p>※下記のアイウをご説明ください。様式の指定はありません。</p> <p>ア 充電設備の設置位置と導入車両の使用本拠位置（車庫）の関係を説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等(車両使用本拠の位置)と充電設備の設置予定位置をご説明ください。地図(図面)を用いるなどをしてご説明いただく方法もご紹介します。 <p>イ 充電設備の標準的な使用状況を説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一日の中で車両運行と充電をどのように使用するのかをご説明ください。 <p>ウ 充電設備を複数台導入する場合は、導入車両の台数と導入する充電設備の口数の必要性などを説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両台数\geq充電口数であることが必須であるため、導入予定の充電器の口数が車両台数を越えていないことをご説明ください。 	<p>メーカー名及び型式等は経済産業省の「クリーンエネルギー自動車普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付対象の機器であること。</p>
見積書	<p>充電設備の導入に関し、交付規程第8条第二号の規定に基づく競争見積書の写し（コピー）</p> <p>（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）実施要領（改正 令和7年2月16日 環水大モ発第2402166号）別表第1 電気自動車用充電設備導入事業の第3欄に示す経費を参考に記載していること。）</p> <p>※申請日時時点で有効なもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※申請される充電器のメーカー、型式は補助対象充電設備型式一覧表の内容通りに正しく記載されていること。 ※キュービクルの出力単位はkWとすること（kVAは不可）。 	<p>※工事費については同一条件での2社以上の見積もりを取り、適切なものを採用すること。（機器については2社見積りは不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※キュービクルの出力単位はkWとすること ※機器の見積りにあっては型式を記載すること
図面	<p>工事図面（工事概略図、全体図、部分詳細図）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事概略図：作業所（車庫）敷地全体での位置関係が分かり、引込線～キュービクル～充電器までの配線等が分かる図面（設置場所見取図等） ・全体図：キュービクル～充電器の配線等に関して、概要が把握できるように表した図面（平面図・配線ルート図等） ・部分詳細図：キュービクル～充電器設置位置における詳細な図面（平面図・電気系統図等） 	<p>*2</p> <ul style="list-style-type: none"> ※キュービクルの出力単位はkWとすること
細つけの資料	<p>車両と充電設備を分けて申請する場合（車両はリース、充電設備は買取等）、車両と関連づけるための資料として車両申請時の JATA 受付番号（ただし、車両は既に交付申請等をしていること）</p> <p>※車両と同時に申請をする場合は特に必要はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度（補正予算）「商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）」において、交付申請等をしている車両に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両と同時申請の場合は不要 ・システムへの入力
写真	<p>設置予定の場所の写真（撮影日が写し込まれたカラー写真。以下同じ。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地の「全体像」が確認できるもの（航空写真可） ・充電設備を「設置する場所」が確認できるもの ・キュービクルを設置する場合は「キュービクルを設置する場所」が確認できる写真も提出すること 	
土地 使用	<p>設置場所が借地の場合は、申請者と地権者間で借地期間が充電設備の処分制限期間（6年以上）を満たす契約書の写し（コピー）</p> <p>※国又は地方公共団体の土地である場合はこの限りではない。</p>	
	<p>充電設備がリースで、設置場所が貸渡先事業者の土地である場合は充電設備の処分制限期間（6年以上）を設置することの証明をした許諾書の写し（コピー）</p> <p>※国又は地方公共団体の土地である場合はこの限りではない。</p>	

*1：車両と充電設備の同時申請にあっては車両申請の書類と併せて一部の提出でよい。

*2：設計上の注意として、以下の点に注意すること。

ア.充電設備の利用は、本事業と一体的に導入された補助対象車両のみに使用すること。また、課金装置については使用できないこと。

イ.充電設備の設置場所は、申請者が所有する事務所・工場等の敷地内であること。なお、申請者が所有する敷地で充電設備の

設置場所に適した土地がない場合には、借地でも可能とする。

ウ.来客車[※]用の駐車場に設置されていないこと。

エ.事務所・工場等が自宅を兼ねている場合で、駐車場が自宅兼事務所等に付随していないこと。（個人タクシーは除く。）

オ.充電設備は、駐車スペース1台分につき、1基とすること。ただし、充電コネクタが2つ以上又は充電部が2基以上ある充電設備については、充電コネクタ・充電部の数量に合わせた駐車スペースの台数を計画すること。

カ.駐車スペースは充電時に電気自動車等が公道にはみ出すなど法令違反とならないようにスペースを確保すること。

注：申請者と契約等を行う取引先や業者用の車のことをいう。

・その1の3：（自動車と充電設備を同時申請する場合）

上記（その1の1）と（その1の2）に基づいて JATA 電子申請システムに入力、資料をアップロードすること。ただし、一部省略される箇所もある。

・その2：完了実績報告時

（JATA の交付決定通知を受け、車両を購入、充電設備導入またはその両方をした後）

様 式 類	①交付規程様式第11（完了実績報告書）	システムへの入力のため、様式記入による提出は不要
	②交付規程様式第11（その2の1）（実施報告書（車両）） ※車両申請の場合。	
	③交付規程様式第11（その2の2）（実施報告書（充電設備等）） ※充電設備等申請の場合。	
請 求 書	①補助対象経費（車両）に係る請求書の写し（コピー） ※車名・通称名・型式は補助対象車両情報一覧の内容どおりに記載されていること。また、車両本体価格、補助対象車両の登録番号又は車台番号が記載されていること。	
	②補助対象経費（充電設備等）に係る請求書の写し（コピー） ※補助対象充電設備の型式及び製造番号が記載されていること。	
領 収 書	①補助対象経費（車両）に係る領収書の写し（コピー） ※補助対象車両の登録番号又は車台番号が記載されていること。	
	②補助対象経費（充電設備等）に係る領収書の写し（コピー） ※補助対象充電設備の型式及び製造番号が記載されていること。	
導 入 車 両	①補助対象車両の自動車検査証（※）の写し（コピー） （所有権留保を解除した場合は、新車として新規に登録した時の自動車検査証（※）及び移転登録後の自動車検査証（※）の写し（コピー）） ※自動車検査証記録事項のみでも可。改造車にあっては改造後の自動車検査証記録事項に限る。	車両申請の場合
	②型式「不明」となる車両の場合は 「自動車検査証の型式が『不明』とされた商用車に添付する書面」（自動車ディーラーが記載をしたもの）	
リ ー ス 契 約 の 場 合 の 資 料	①リース契約書（正式に締結されたもの） 車両と充電設備を同時に申請された場合は、それぞれ提出。契約予定者及び対象物等必要事項が記載された契約書の写し。	
	②リース料金算定根拠明細書 （補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの） ※補助金の一括還元は認められていません。また、指定の様式はありません。JATA ホームページに掲載の例をご参照ください。 車両と充電設備を同時に申請された場合は、それぞれ分けて提出してください。	
	転リースの場合は、リース先と転リース先間の上記①～②の資料	

写 真	<p>充電設備の設置写真 (写真には撮影日が写し込まれたカラー写真であること。以下同じ。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地の「全体」が確認できるもの ・充電設備を「設置した場所」が確認できるもの ・キュービクルを設置した場合は「キュービクルを設置した場所」が確認できるもの ・プレートなどにより設備の型式及び製造番号(シリアルナンバー)が読み取れること ・基礎工事、配線などが確認できること 	充電設備等 申請の場合
--------	---	----------------

その3：精算払請求時（JATAの交付額確定通知を受けた後）

<p>交付規程様式第14（精算払請求書） ※口座の名義は申請者となります。リース会社が申請の場合、リース先の契約者に直接振り込むことはできません。</p>	<p>※様式の提出ではなくシステムへの入力となります。</p>
<p>下記①、②のいずれか</p> <p>① 振込先口座の通帳表紙並びに通帳を開いた1、2ページ目の写し（コピー）</p> <p>② 口座が表示されている画面の画像ファイル</p>	<p>電子ファイルとしてシステムにアップロードしてください</p>

(2) 実績申請の場合（車両申請の場合のみ）

様式類	①交付規程様式第1の2（交付申請書兼完了実績報告書）	システムへの入力のため、様式記入による提出は不要
	②交付規程様式第1（その2の1）（実施計画書（車両））	
	③交付規程様式第1（その3の1）（誓約書）	入力したファイルをシステムにアップロード
	④交付規程様式第1（その3の2）（表明書） ※令和2年度CO2排出量20万トン以上の事業者が申請者あるいは使用者である場合に提出すること。	システムへの入力(表明)
	⑤交付規程様式第1（その4の1あるいはその4の2）（国で定める目標（目安）に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画書） ※リース等の場合は貸渡し先等使用者の計画とする。	入力したファイルをシステムにアップロード
	⑥交付規程様式第1 4（精算払請求書） ※様式の提出ではなくシステムへの入力となります。 ※口座の名義は申請者となります。リース会社が申請の場合、リース先の契約者に直接振り込むことはできません。	システムへの入力のため、様式記入による提出は不要
申請者の事業証明	<ul style="list-style-type: none"> • 法人の場合 現在事項全部証明書の写し（コピー）（初回申請時※のみ必要。申請時に発行後3か月以内のもの） ※初回申請時以降、必要項目が変更になった場合は、再提出をお願いいたします。 • 個人事業者の場合 住民票の写し（コピー）（申請時に発行後3か月以内のもの）又は自動車運転免許証の写し（コピー）（裏面に記載のある場合は裏面のコピーも添付すること） ※個人番号情報が記載されている場合は当該箇所を黒塗りにして提出すること。 	
導入車両	①自動車購入契約書の写し（コピー） 発注書、注文書でも可。車両本体価格、納車予定日を明記しているもの ※車名・通称名・型式は補助対象車両情報一覧の内容どおりに記載されていること	
	②補助対象経費（車両）に係る領収書の写し（コピー） ※補助対象車両の登録番号又は車台番号が記載されていること。	
	③補助対象車両の自動車検査証（※）の写し（コピー） （所有権留保を解除した場合は、新車として新規に登録した時の自動車検査証（※）及び移転登録後の自動車検査証（※）の写し（コピー）） ※自動車検査証記録事項のみでも可。	
	④型式「不明」となる車両の場合は 「自動車検査証の型式が『不明』とされた商用車に添付する書面」（自動車ディーラーが記載をしたもの）	
リース契約の場合の資料	①自動車リース契約書 契約者及び対象物等必要事項が記載された契約書の写し（コピー）	
	②リース料金算定根拠明細書 （補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの） ※補助金の一括還元は認められていません。また、指定の様式はありません。JATA ホームページに掲載の例をご参照ください。	
	③リース先の事業証明 「申請者の事業証明」に準ずる。 • 法人の場合 現在事項全部証明書の写し（コピー）（初回申請時※のみ。申請時に発行後3か月以内のもの） ※初回申請時以降、必要項目が変更になった場合は、再提出をお願いいたします。	

	<p>・個人事業者の場合 住民票の写し（コピー）（申請時に発行後 3 か月以内のもの）又は自動車運転免許証の写し（コピー）（裏面に記載のある場合は裏面のコピーも添付すること） ※個人番号情報が記載されている場合は当該箇所を黒塗りにして提出すること。</p> <p>④転リースの場合は、リース先と転リース先間の上記①～③の資料</p>	
補助対象事業者に関する書類	自家用有償旅客運送事業許可証又は認可証	該当する場合のみ
	運行委託契約書	
精算払	<p>下記①、②のいずれか</p> <p>① 振込先口座の通帳表紙並びに通帳を開いた 1、2 ページ目の写し（コピー） ② 口座が表示されている画面の画像ファイル</p> <p>※口座の名義は申請者となります。リース会社が申請の場合、リース先の契約者に直接振り込むことはできません。</p>	電子ファイルとしてシステムにアップロードしてください

*一度提出された申請書等（電子ファイル）は、返却できませんのでご了承ください。

*JATAは、必要に応じて上記以外の書類を求めることがあります。特に自治体の運行委託等にあつては運行委託契約の書類をご提出いただきますようお願いいたします。

※自家用有償旅客運送事業の場合は運輸局の許可書又は認可証等。ただし、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて（国自旅第359号 令和6年3月1日付通達）に該当するものは除く。

(3) 複数年度事業申請の場合

間接補助事業の実施について、申請受付は受付期間内（単年度）を原則とします。ただ、本年度から複数年度申請が可能となったため、この申請を行う場合は、余裕を持って必ず事前に JATA に相談を行うこと。

複数年度事業申請とは、年度を超えて複数年度にわたり間接補助事業を行う場合の申請方法です。

ただ、補助金の交付は単年度ごとに行うこととなるため、各年度、補助金の交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。補助金の交付決定を受けた年度においては、当該年度の実施計画に記載した工事等の実績に応じた支払いを完了させ、その金額相当の成果品が納められていなければなりません。

なお、次年度以降の補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものです。

14(9)の注意事項をよく読んだうえで、申請を行うこと。

・その1：交付申請時

上記(1)(その1の1)及び(その1の2)に基づいて申請するとともに、複数年度事業申請に必要な以下の書類を追加で提出すること。

様 式 類	①交付規程様式第1(その2の3)(複数年度事業実施計画書)
	②交付規程様式第1(その2の4)(翌年度分実施計画書(車両))
	③交付規程様式第1(その2の5)(翌年度分実施計画書(充電設備等))

・その2：完了実績報告時

(JATAの交付決定通知を受け、当該年度の間接補助事業を完了した後)

※複数年度事業申請をした場合は JATA に確認すること。

様 式 類	①交付規程様式第11(完了実績報告書)	
	②交付規程様式様式第11(その2の1)(実施報告書(車両)) ※車両申請の場合。	
	③交付規程様式様式第11(その2の2)(実施報告書(充電設備等)) ※充電設備等申請の場合。	
請 求 書	①補助対象経費(車両)に係る請求書の写し(コピー) ※車名・通称名・型式は補助対象車両情報一覧の内容どおりに記載されていること。また、車両本体価格、補助対象車両の登録番号又は車台番号が記載されていること。	
	②補助対象経費(充電設備等)に係る請求書の写し(コピー) ※補助対象充電設備の型式及び製造番号が記載されていること。	
領 収 書	①補助対象経費(車両)に係る領収書の写し(コピー) ※補助対象車両の登録番号又は車台番号が記載されていること。	
	②補助対象経費(充電設備等)に係る領収書の写し(コピー) ※補助対象充電設備の型式及び製造番号が記載されていること。	
導 入 車 両	①補助対象車両の自動車検査証(※)の写し(コピー) (所有権留保を解除した場合は、新車として新規に登録した時の自動車検査証(※)及び移転登録後の自動車検査証(※)の写し(コピー)) ※自動車検査証記録事項のみでも可。	車両申請の場合 (車両が年度またぎの場合はこの限りではない。)
	②型式「不明」となる車両の場合は 「自動車検査証の型式が『不明』とされた商用車に添付する書面」 (自動車ディーラーが記載をしたもの)	

リース契約の場合の資料	①リース契約書（正式に締結されたもの） 車両と充電設備を同時に申請された場合は、それぞれ分けて提出してください。契約予定者及び対象物等必要事項が記載された契約書の写し。	
	②リース料金算定根拠明細書 （補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの） ※補助金の一括還元は認められていません。また、指定の様式はありません。JATA ホームページに掲載の例をご参照ください。 車両と充電設備を同時に申請された場合は、それぞれ分けて提出してください。	
	転リースの場合は、リース先と転リース先間の上記①～②の資料	
写真	充電設備の設置写真 （写真には撮影日が写し込まれたカラー写真であること。以下同じ。） ・敷地の「全体」が確認できるもの ・充電設備を「設置した場所」が確認できるもの ・キュービクルを設置した場合は「キュービクルを設置した場所」が確認できるもの ・プレートなどにより設備の型式及び製造番号(シリアルナンバー)が読み取れること ・基礎工事、配線などが確認できること	充電設備等申請の場合

・その3：精算払請求時（JATA の交付額確定通知を受けた後）

交付規程様式第14（精算払請求書） ※口座の名義は申請者となります。リース会社が申請の場合、リース先の契約者に直接振り込むことはできません。
下記①、②のいずれか ① 振込先口座の通帳表紙並びに通帳を開いた1、2ページ目の写し（コピー） ② 口座が表示されている画面の画像ファイル

・その4：翌年度における事業の開始前

交付規程第15条に基づき、初年度（1年目）に JATA が定めた期日までに「翌年度間接補助事業開始承認申請」を提出し、JATA の承認を受けた事業は、JATA が定めた日以降、翌年度（2年目）の交付決定前に事業着手が可能です。

様式	①交付規程様式第15（翌年度間接補助事業開始承認申請書）
----	------------------------------

1 1. 交付申請書の交付決定等

JATA は、公正かつ透明性が確保された手続により交付決定等を行うため、外部有識者等により構成される委員会により策定された「間接補助金交付先の採否に関する審査基準」に基づき審査を実施し、交付決定及び額の確定を行います。これらの補助金の交付決定及び額の確定については、申請者又は間接補助事業者に文書により通知します。

1 2. 交付申請書等の審査基準

- ① 申請者が間接補助事業者の要件を満たしているか。
- ② 申請に係る補助対象車両であり、かつ、基準額が正しいか。
- ③ 申請書の添付書類（現在事項全部証明書、見積書、請求書、領収書）等は正しく記載されたものか。また、補助対象型式が正しく記載されているか。
- ④ 申請者がリース事業者の場合、貸渡し先事業者と正しく契約されているか。
- ⑤ 補助金がリース料金に反映されているか（一括還元ではなく、月々の料金に反映させていること）。
- ⑥ 導入された補助対象車両の自動車検査証の記載内容は、申請内容及び添付書類の内容と一致しているか。また、新規登録の車両であるか（メーカーによる所有権留保の場合及び改造車の場合は除く）。
- ⑦ 導入された充電設備等は、導入車両の充電を行うための設置位置、導入口数を上回らず、合理的な出力電力等設備が設置されているか。
- ⑧ 国で定める目標（目安）に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定しているか。
- ⑨ 定められた期日までに間接補助事業の完了かつ報告が見込めるか。
- ⑩ 本事業で既に交付決定を受けている車両において、充電設備等のみの申請については、自動車検査証と充電設備等の設置位置に正当性があるか。

1 3. 事業報告書の提出

車両を申請した補助事業者は、補助事業が完了した日（新車は新規登録日、改造車は変更登録日）からその年度の3月末までの期間及びその後の1年間について、年度毎に当該年度の終了後30日以内に当該補助事業による燃費改善効果、二酸化炭素排出削減効果及びその他の二酸化炭素排出削減効果に関連する情報について、交付規程様式第16による事業報告書を大臣あてに提出してください。

1 4. 注意事項

- (1) 補助対象車両等に関し、国の他の補助金と重複して補助金を受けることはできません。
- (2) 通常申請で補助金申請する場合、車両については申請時において契約又は発注は可能（改造車を除く）ですが、JATA の交付決定を受けるまでは申請に係る自動車を新規登録することはできません。一方、充電設備等については申請時において発注及び設備工事を着工することはできません。従って、交付決定前に発注又は工事を開始した場合、交付決定が無効となります。
- (3) 補助金の交付を受けて取得した財産について、処分制限期間内に財産処分を行う場合は、事前の承認が必要です。具体的には、補助金を受けて購入した車両は、車両登録の日からそれぞれの車両の法定耐用年数*が処分制限期間（リースの場合は同一の事業者において使用を継続する義務）となります。また、補助金を受けて設置した充電設備の処分制限期間は設置完了した日から6年間となります。その間に売却等で所有者又は使用者を変更する場合は、売却等に先立って JATA の承認が必要になるとともに、原則として補助金の一部を返還していただくこととなります。

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）において定める年数

- (4) 補助事業者が以下の関係会社から調達する場合は、利益等排除の対象となりますので、JATA に申し出てください。利益等排除については、別紙をご参照いただき、必要な書類を添付してください。なお、リース契約に基づく申請は、リース契約の使用者（契約者）との間に資本関係がある場合、利益等排除の対象になります。
- ① 補助事業者自身
 - ② 100%同一資本に属するグループ企業
 - ③ 補助事業者の関係会社
- (5) 交付決定額を超える額の確定は行いません。また、完了実績報告時に報告された金額が交付決定額を下回った場合は、報告された金額に基づく確定額となります。
- (6) 交付申請については通常申請並びに実績申請は電子申請にて対応可能ですが、財産処分、抵当権の設定、変更申請等については別途 JATA 補助金執行グループまでご一報の上、指定された手続きを行ってください。
- (7) 申請（報告）から各種決定までに要する標準期間は資料の不備が解消されてから30日とします。ただし、必要に応じて関係省庁と協議する必要があるため、それ以上の審査期間を要することもあります。
- (8) タクシー等車両の自動車検査証は事業用として新規登録された自動車検査証記録事項を提出してください（自家用有償旅客運送事業の車両は除く）。
- (9) 複数年度にわたる事業については以下のとおり。
- ・初年度（1年目）も完了実績報告が必要です。初年度（1年目）の完了実績報告がない場合は、翌年度（2年目）の申請はできません。
 - ・翌年度（2年目）の補助金額は、初年度（1年目）の交付決定時に提出した計画に記載の金額を超えることはできません。
 - ・交付規程第15条に基づき、初年度（1年目）に JATA の定めた期日までに「翌年度補助事業開始承認申請」を提出し、JATA の承認を受けた事業は、JATA が定めた日以降、翌年度（2年目）の交付決定前に事業着手が可能です。
 - ・初年度（1年目）に期日までに「翌年度補助事業開始承認申請」を提出しない事業は、翌年度（2年目）の交付決定まで後年度事業に着手することができません。
 - ・次年度以降の補助事業は、**政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるもの**です。
 - ・次年度の見込み金額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。
 - ・なお、複数年で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合があります。
- (10) 申請時において、財産処分の制限期間内に使用者の変更が予定されており、計画が示される場合は財産処分の対象とはならない場合があるため、事前に JATA にご相談ください。

15. その他

本要領に定めのない事項につきまして、JATA は関係省庁と協議を行い、補助対象事業者に対しその見解を示すこととします。

(参考：車両事前登録を行う自動車製作者等事業者の要件)

車両事前登録を行う自動車製作者等事業者の要件として、対象となるタクシー等車両及びバス車両については、事前登録申請日までに、以下の取組の実施について表明する者により生産されたものに限ります。

ア 以下(i)～(iii)のCO₂排出削減のための取組を実施してください。なお、GXリーグに参加する者については、これらの取組を実施するものとみなします。ただし、多排出者以外の者又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する者については、CO₂排出削減のためのその他の取組をもって、これらに替えることができます。

(i) 令和7年度及び令和12年度の国内におけるScope1(事業者自ら排出)・Scope2(他社から供給された電気・熱・蒸気の使用)に関するCO₂排出削減目標を設定し、公表してください。また、令和6年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て毎年度公表してください。

(注) 第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ってください。

(ii) (i)で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット若しくはJCMその他国内のCO₂排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する又は未達理由を公表してください。

(iii) 環境性能の高い部素材を調達することや取引先に働きかけること等を通じてサプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進してください。

イ 当該生産品に関し、自社の成長(例：コスト競争力の向上や海外市場の獲得)につながる今後の方針を策定してください。

ウ 必要な人材の確保に向けた取組(例：継続的な賃上げ)を進めてください。

また、JATAは、大臣から指示があった場合は、交付の対象となったタクシー等車両及びバス車両の生産者に対し上記ア～ウに関する報告を求め、これを大臣に報告します。

(本件に関する問合せ先)

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 事業部 補助金執行グループ

電話 03-6836-1203

※受付時間：平日(年末年始(12月27日～1月4日)を除く)
午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

問い合わせメールアドレス

kanhojo@ataj.or.jp

間接補助事業における利益等排除について

間接補助事業において、補助対象経費の中に間接補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、間接補助事業の実績額の中に間接補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。そこで本事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先について

間接補助事業者が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。利益等排除の対象範囲には、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）間接補助事業者自身
- （２）間接補助事業者と 100% 同一の資本に属するグループ企業
- （３）間接補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法について

（１）間接補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）間接補助事業者と 100% 同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は 0 とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）間接補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費および一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は 0 とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

補助対象事業者、補助対象車両、申請方法の関係

表1 タクシー等（定員10人以下）

注1)	タクシー等を事業の用に供する者	申請の方法		補助金額	
	事業用 (緑ナンバー)注2)	通常申請 注3)	実績申請 注4)	乗車定員 8人以下	乗車定員 9人以上
BEV	○	○	○	車両本体価格の1/4	標準車との差額の2/3注5)
PHEV	○	○	○	車両本体価格の1/5	
FCV・HICEV	○	○	○	車両本体価格の1/3	車両本体価格の1/2

表2 バス（定員11人以上）

注1)	バスを事業の用に供する者		申請の方法		補助金額
	自家用 (白ナンバー)注6)	事業用 (緑ナンバー)	通常申請 注3)	実績申請 注4)	
BEV	○	○	○	○	標準車との差額の2/3注5)
PHEV	○	○	○	○	
FCV・HICEV	○	○	○	○	車両本体価格の1/2

表3 電気自動車用充電設備

	申請事業者	申請の方法	補助率（いずれもJATAが認めた額からの）
BEV・PHEV	BEV・PHEVの車両導入と一体的に申請する場合に限る	通常申請注2)	充電設備等(工事費)：1/1 1/2(1/1)注7) 受電設備・工事費：1/1 バッテリー交換式充電設備(工事費)：1/2(1/1) V2H(工事費)：1/2(1/1) 外部給電器：1/3

注1)・BEVとは、車両に搭載された電池（燃料電池を除く）によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（電気自動車）

・PHEVとは、車両に搭載された電池（燃料電池を除く）によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車（プラグインハイブリッド自動車）

・FCVとは、車両に搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（燃料電池自動車）

・HICEVとは、水素を燃料とした内燃機関を原動機として駆動する自動車（水素内燃機関型自動車）

注2) 自家用有償旅客運送事業者（白ナンバー）を含む

注3) 申請に係る車両又は充電設備を購入前に申請する場合

注4) 申請に係る車両を購入後に申請する場合

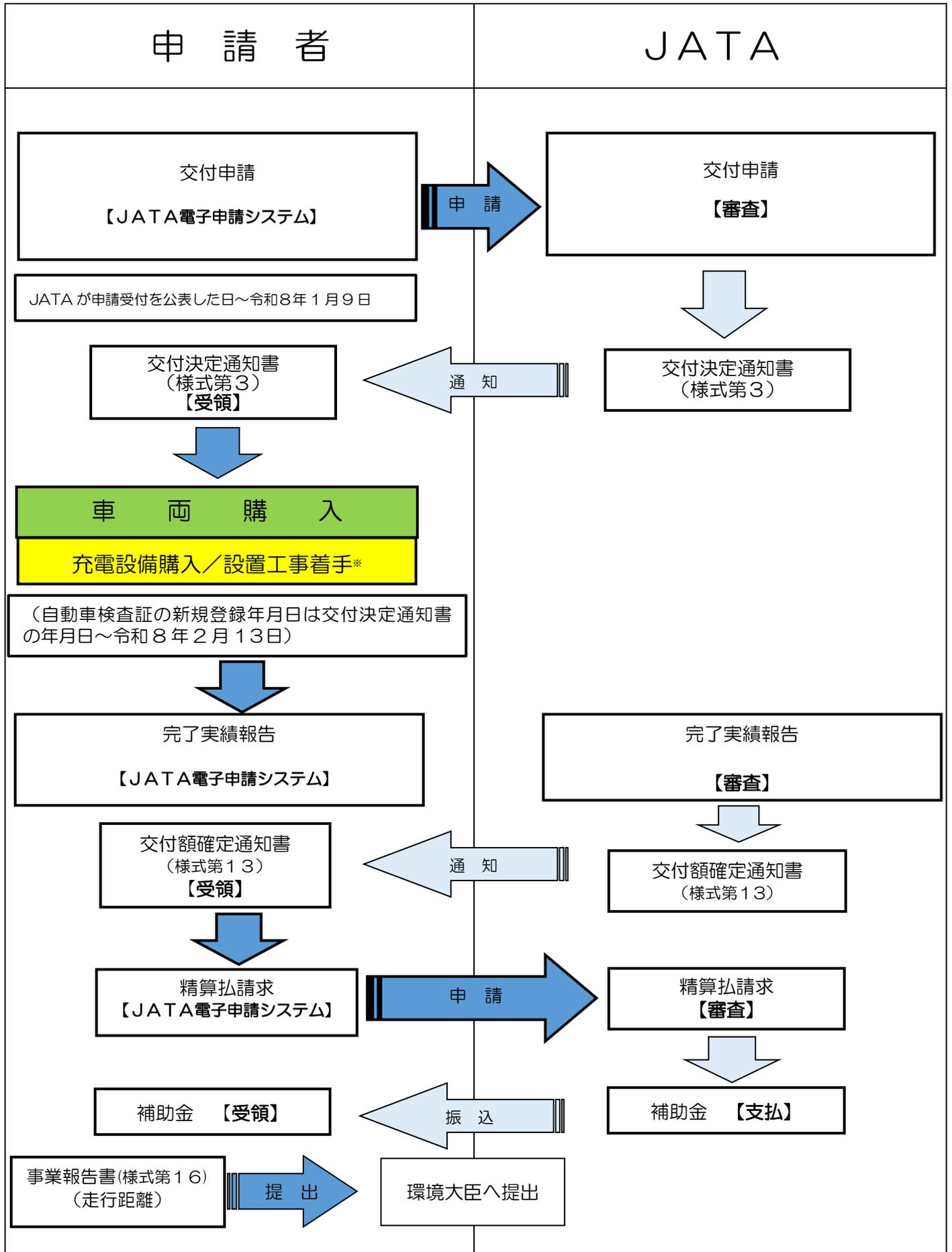
注5) 同規模かつ同等仕様の最新燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車の価格と補助金申請自動車の価格（架装物等動力構造以外の部分

に係る費用を除く）の差額

注6) 恒常的に運行する等、使用内容によっては可

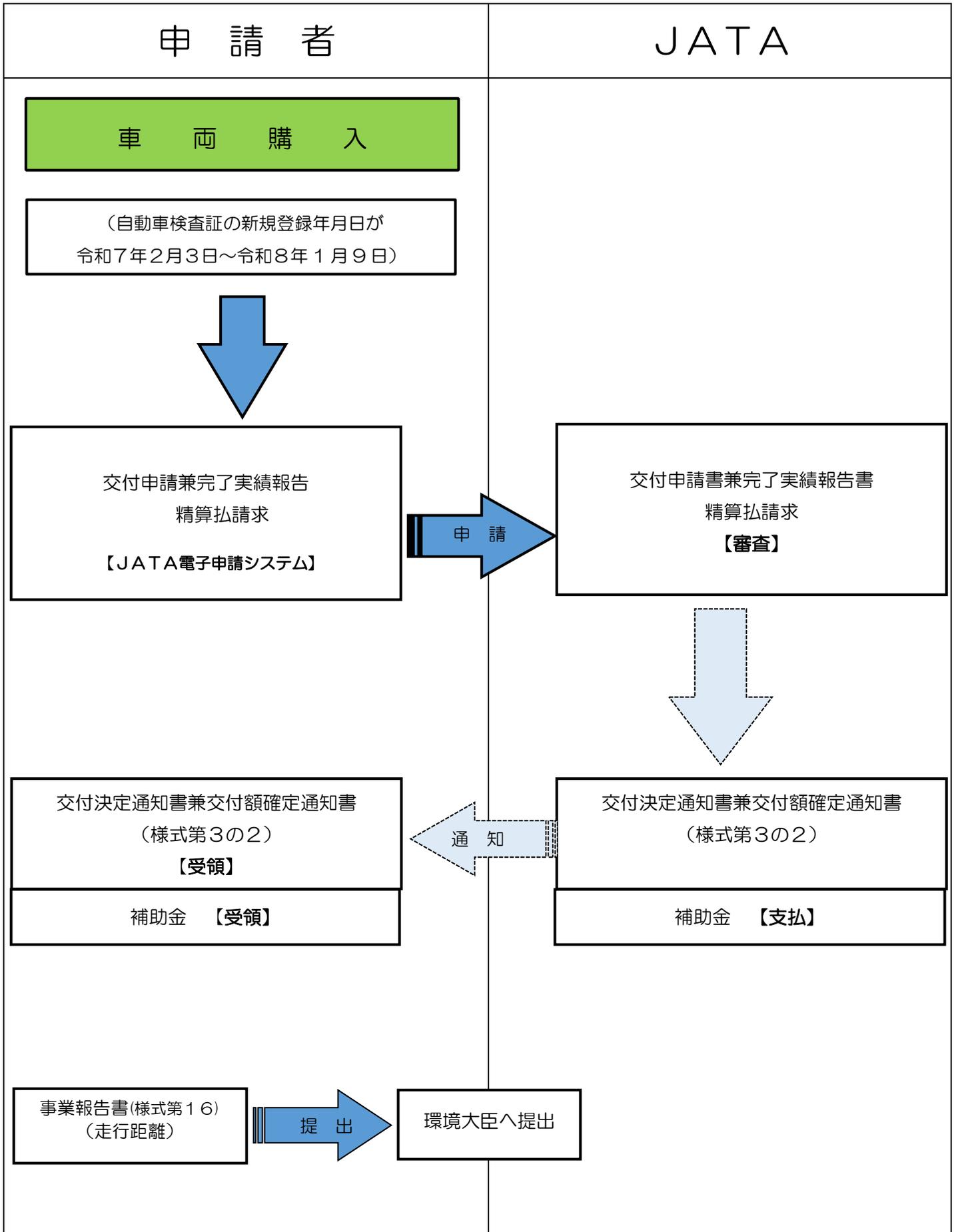
注7) 対象設備及び工事費の補助額は上限あり

補助金申請の流れ(通常申請(購入前申請))

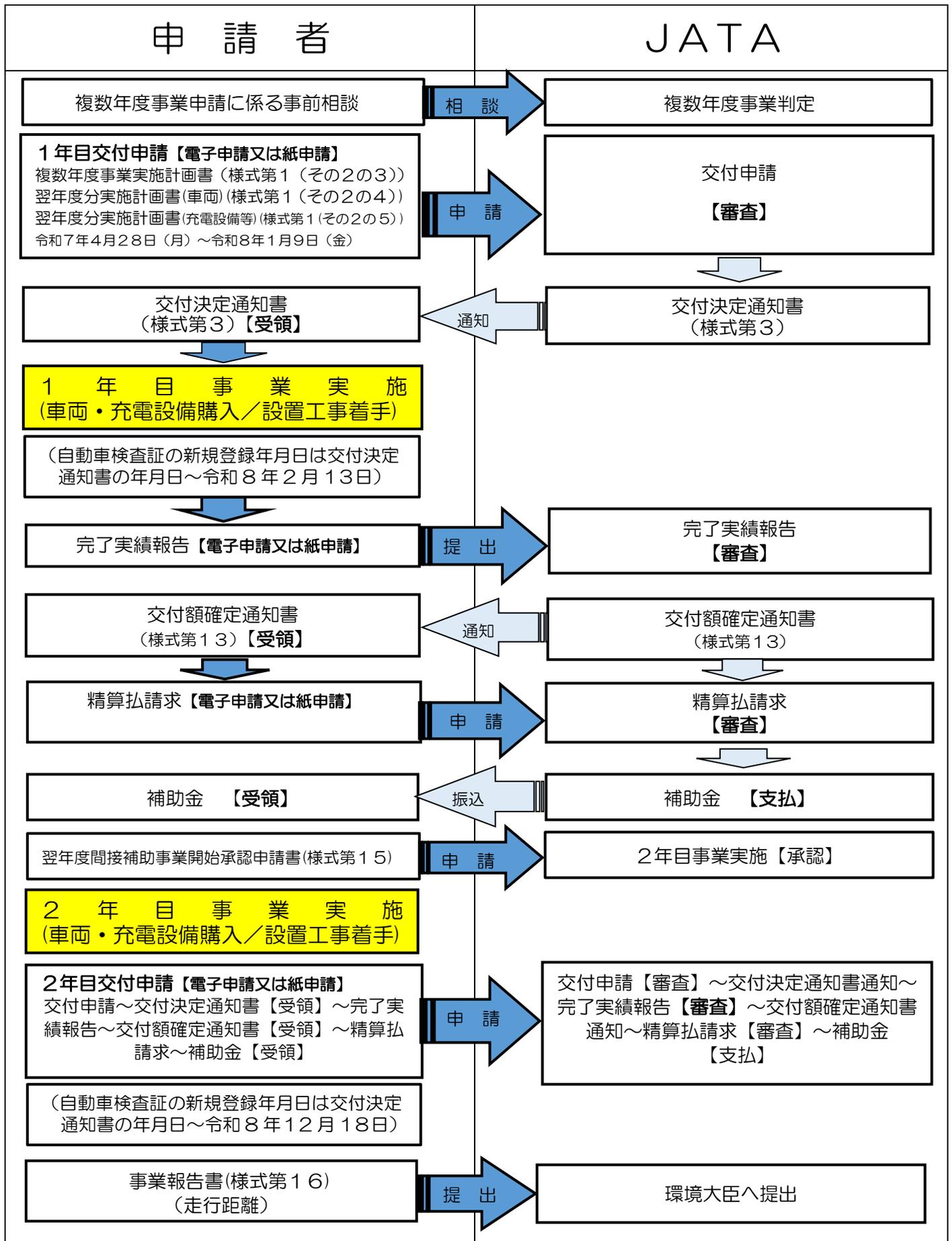


※ 充電設備購入／設置工事とは、本事業により導入される電気自動車等の充電に必要な充電設備であること。

補助金申請の流れ（実績申請（購入後申請）車両に限る）



補助金申請の流れ【複数年度】(通常申請(購入前申請)の例)



※ 充電設備購入/設備工事とは、本事業により導入される電気自動車等の充電に必要な充電設備であること。

注) 本ページに掲載の流れは一例です。また事業報告は車両を導入した年度、並びにその次年度について報告の必要があります。

令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程

令和7年4月28日 輸技協事第7-4号

（通則）

第1条 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付要綱（令和7年2月17日 環水大モ発第2502171号。以下「交付要綱」という。）及び商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）実施要領（令和7年2月28日 環水大モ発第25022847号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

（交付規程の目的）

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、公益財団法人日本自動車輸送技術協会（以下「JATA」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 JATAは、前条の目的を達成するため、実施要領第3の（1）に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表の第2欄においてJATAが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙1の2に規定する者とする。

3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。

4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等については、交付の対象としない。

5 別紙2の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業については、交付の対象としない。

6 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙1に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。
- 二 別表の第2欄に掲げる補助対象経費に補助率を乗じた値をベースに、JATAが必要と認めた額を基準額とする（別表の第3欄）。
- 三 一により算出された額と二で算出された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、交付の対象となる道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する乗車定員10人以下の車両（以下「タクシー等車両」という。）、乗車定員11人以上の車両（以下「バス車両」という。）については、導入対象車両の事前登録申請日までに、以下の取組の実施について表明する者により生産されたものに限る。

ア 以下（i）～（iii）のCO₂排出削減のための取組を実施すること。なお、GXリーグに参加する者については、これらの取組を実施するものとみなす。ただし、多排出者以外の者又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する者については、CO₂排出削減のためのその他の取組をもって、これらに替えることができる。

（i） 令和7年度及び令和12年度の国内におけるScope 1（事業者自ら排出）・Scope 2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関するCO₂排出削減目標を設定し、公表すること。また、令和6年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て毎年度公表すること。

（注）第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

（ii） （i）で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット若しくはJCMその他国内のCO₂排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を公表すること。

（iii） 環境性能の高い部素材を調達することや取引先に働きかけること等を通じてサプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進すること。

イ 当該生産品に関し、自社の成長（例：コスト競争力の向上や海外市場の獲得）につながる今後の方針を策定すること。

ウ 必要な人材の確保に向けた取組（例：継続的な賃上げ）を進めること。

また、JATAは、大臣から指示があった場合は、交付の対象となったタクシー等車両及びバス車両の生産者に対し上記ア～ウに関する報告を求め、これを大臣に

報告すること。

- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書（既に購入済みである場合には様式第1の2による補助金交付申請書兼完了実績報告書）をJATAに提出しなければならない。

なお、別紙1の2に規定する申請者のうち、多排出者については、交付申請日までに、様式第1（その3の2）によるCO2排出削減のための取組の実施に係る表明書をJATAに提出しなければならない。

- 2 申請者は、当該申請に係る事業により導入する別紙1の1の各号に規定する車両（以下「補助対象車両」という。）を既に購入済みである場合で、当該補助対象車両に抵当権を設定しようとする場合は、様式第1の3によりJATAの承認を受けなければならない。
- 3 申請者は、様式第1（その3の1）に記載の誓約事項について交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（変更交付申請）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）で交付申請時において補助対象車両等を購入前であった者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書をJATAに提出しなければならない。

（交付の決定及び交付額の確定）

第7条 JATAは、第5条第1項の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、以下の各号に該当し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。ただし、第5条第1項の規定による申請時に補助対象車両を購入済みであって、同項の規定による補助金交付申請書兼完了実績報告書の提出があった場合は、JATAは当該申請書及び報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、以下の各号に該当し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定及び交付額の確定を行い、様式第3の2による補助金交付決定通知書兼

交付額確定通知書を申請者に送付するものとする。

- 一 申請者が反社会的勢力及びこれに準ずるものとして別紙2の誓約事項に該当しないこと
 - 二 申請に係る事業について他の法令及び予算に基づく国の補助金の交付を受けていないこと、またはその予定がないこと
- 2 第5条第1項の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまで（第5条第1項の規定による申請時に補助対象車両を購入済みであった場合にあっては、同項の規定による補助金交付申請書兼完了実績報告書が到達してから、当該申請及び報告に係る前項による交付の決定及び交付額の確定を行うまで）に通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 JATAは、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書をJATAに提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別紙1の1-4に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書をJATAに提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書をJATAに提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度の2月20日以前である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、JATAの要求があったときは速やかに様式第7の2による遂行状況報告書をJATAに提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく様式第8による名称変更等報

告書により J A T A に報告しなければならない。

- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年又は第十四号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、J A T A の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 九 J A T A は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 9 による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに J A T A に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十一 J A T A は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十二 J A T A は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を J A T A に納付させることができる。
- 十三 補助事業者は、補助事業により取得した車両（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 十四 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、様式第 10 による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）で取得した財産である旨を明示するとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまで、J A T A の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第 4 に定める財産処分納付金について、J A T A が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条各項の規定により、法

務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。

十五 補助事業者は、取得財産について、自社又は資本関係のある会社から調達した場合は、JATAに報告しなければならない。

十六 補助事業者は、十四号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジットとして登録を行ってはならない。

十七 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合にはJATAが別に定める事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

十八 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。

2 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をJATAの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

3 JATAが第7条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がJATAに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、JATAは次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がJATAに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 JATAは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

三 JATAは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、JATAが行う弁済の効力は、JATAが支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条第1項の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもってJATAに交付申請の取下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第10条 JATAは、第8条第1項第六号の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣又はJATAは、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者(第5条第1項の規定による交付申請時に補助対象車を購入済みであった補助事業者を除く。以下本条及び次条において同じ)は、補助事業が完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の2月20日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書をJATAに提出しなければならない。なお、第8条第1項第十一号に定める様式第10による取得財産等管理台帳がある場合、当該台帳を併せて提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度(毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間)が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第12による年度終了実績報告書をJATAに提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 JATAは、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条第1項第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 JATAは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内(ただし、補

助事業者が別紙1の2⑥の地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内でJATAの定める日以内とすることができる。)とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項(第5条第1項の規定による交付申請時に補助対象車両を導入済みであった場合は第7条第1項ただし書き)の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算払請求書をJATAに提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 JATAは、第8条第1項第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づくJATAの指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

五 補助事業者が別紙2の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 JATAは、前項の取消しを行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 JATAは、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)に年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができる。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定(ただし書を除く。)を準用する。

(翌年度における補助事業の開始)

第15条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第15による翌年度間接補助事業開始承認申請書をJATAに提出して承認を受けなければならない。

(事業報告書の提出)

第16条 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の1年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）の燃費改善効果、二酸化炭素排出削減効果及びその他の二酸化炭素排出削減効果に関連する情報について、様式第16に示す様式により大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(電磁的方法による申請)

第17条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第8条第1項第三号の規定に基づく計画変更の申請、同項第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、同項第五号の規定に基づく事業遅延の報告、同項第六号の規定に基づく状況報告、同項第七号の規定に基づく名称変更等の報告、同項第十号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、同項第十四号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告及び取得財産管理台帳、又は第13条第2項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に準じてJATAが定めるものをいう。以下、同じ。）により行うことができる。

2 JATAは、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。

3 JATA、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこととするが、電磁的方法によることが行いうることができないとき又は電磁的記録（適正化法第26条の2の規定に準じてJATAが定めるものをいう。以下、同じ。）を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又はJATAが定める方法で手続きを行うことができる。

(暴力団排除及び重複交付の制限に伴う情報提供)

第18条 申請者又は補助事業者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、JATAは本事業を通じ申請者又は補助事業者に関して得た情報を国に提供することができる。

2 本事業に係る補助金と他の国の補助金との重複交付を避けるため、JATAは、補助対象車両に関する情報を国に提供することができる。

(秘密の保持)

第19条 JATAは、申請者及び補助事業者がこの規程に従ってJATAに提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第20条 申請者は、別紙2の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、JATAが別に定める。

附 則

1 この規程は、令和7年4月28日から施行する。

別表

1.補助事業	2.補助対象経費	3.基準額
商用車等の 電動化促進 事業(タク シー・バス)	(タクシー等車両 ^(注1・2) に係る電気自動車 ^(注7) の導入)	
	乗車定員が 8 人以下のタクシー等車両に係る電気自動車の導入に必要な経費で JATA が承認した経費	第 2 欄に掲げる経費の 1/4 をベースに、JATA が必要と認めた額
	乗車定員が 9 人以上のタクシー等車両に係る電気自動車の導入に必要な経費で JATA が承認した経費	第 2 欄の導入車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車の価格 ^(注3) と第 2 欄に掲げる経費との差額 ^(注4) の 2/3 をベースに JATA が必要と認めた額
	(タクシー等車両 ^(注1・2) に係るプラグインハイブリット自動車の導入)	
	乗車定員が 8 人以下のタクシー等車両に係るプラグインハイブリット自動車の導入に必要な経費で JATA が承認した経費	第 2 欄に掲げる経費の 1/5 をベースに、JATA が必要と認めた額
	乗車定員が 9 人以上のタクシー等車両に係るプラグインハイブリット自動車の導入に必要な経費で JATA が承認した経費	第 2 欄の導入車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車の価格 ^(注3) と第 2 欄に掲げる経費との差額 ^(注4) の 2/3 をベースに JATA が必要と認めた額
	(タクシー等車両 ^(注1・2) に係る燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車の導入)	
	乗車定員が 8 人以下のタクシー等車両に係る燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車の導入に必要な経費で JATA が承認した経費	第 2 欄に掲げる経費の 1/3 をベースに、JATA が必要と認めた額
	乗車定員が 9 人以上のタクシー等車両に係る燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車の導入に必要な経費で JATA が承認した経費	第 2 欄に掲げる経費の 1/2 をベースに、JATA が必要と認めた額
	(バス車両 ^(注1・2) に係る電気自動車 ^(注7) の導入)	
バス車両に係る電気自動車の導入に必要な経費で JATA が承認した経費	第 2 欄の導入車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車の価格 ^(注3) と第 2 欄に掲げる経費との差額 ^(注4) の 2/3 をベースに JATA が必要と認めた額	

1.補助事業	2.補助対象経費	3.基準額
	(バス車両 ^(注1・2) に係るプラグインハイブリッド自動車の導入)	
	バス車両に係るプラグインハイブリッド自動車の導入に必要な経費で JATA が承認した経費	第2欄の導入車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車の価格 ^(注3) と第2欄に掲げる経費との差額 ^(注4) の2/3をベースに JATA が必要と認めた額
	(バス車両 ^(注1・2) に係る燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車の導入)	
	バス車両に係る燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車の導入に必要な経費で JATA が承認した経費	第2欄に掲げる経費の1/2をベースに、JATA が必要と認めた額
	(タクシー等車両又はバス車両に係る以下のいずれかの自動車への改造 ^(注5) 事業) ・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素内燃機関型自動車	
	上記の改造を行うために必要な経費で JATA が承認した経費	JATA が必要と認めた額の2/3
	(電気自動車用充電施設等 ^(注1・6・7・8) の導入事業)	
	事業を行うために必要な工事費(本工事費、附帯工事費)、設備費、業務費及び事務費で JATA が承認した経費	補助率は別紙1の1-3を参照のこと

※複数年度申請の場合は翌年度(2年目)についても申請時点の基準額を適用することを想定

(注1) 別紙1の1の要件に該当するもの又は車両製造事業者からの以下各号に係る報告の情報(以下「事前登録情報」という。)について、実施要領第3(6)①により作成する審査基準に基づく審査のうえ公表された事前登録情報における型式に該当するものとする。

① 車両の型式

② 動力構造(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素内燃機関型自動車)の
区別

③ 車両価格及び同等規模自動車の車両価格(いずれの価格も税抜価格とする。)

(注2) タクシー等車両又はバス車両をベース車両とした架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車も含むものとする。

(注3) 第2欄の導入車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車(以下「標準車両」という。)の価格については、車両製造事業者からの報告において把握された車両価格とする。

(注4) 標準車両の価格との差額は、原則、架装物等動力構造以外の部分の変更に係る費用を除いて算定するものとする。

(注5) タクシー等車両又はバス車両の改造については車両を改造した場合の補助金額は、改造費用(材料費及び労務費等)の2/3。なお、開発費用等(デザイン料、テスト費用)を除くこととする。

(注6) 電気自動車用充電設備については、本補助事業において、車両導入と一体的に行われたもので、事業者の敷地(事業所、営業拠点)等に設置する充電設備に限るものとする。

(注7) バッテリー交換式電気自動車も含むものとする。以下同じ。

(注8) バッテリー交換式電気自動車の運用に必要な設備(交換用バッテリー及び交換ステーション等)も含むものとする。

別紙1（第3条及び第5条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

本事業は、事業者が電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車であって一定の型式により継続的に製造し市場において販売することが予定されている、タクシー等車両、バス車両並びに充電設備等を導入する事業を対象とする。

1-1 車両の要件

- (1) 電気自動車（BEV）
- (2) プラグインハイブリッド自動車（PHEV）
- (3) 燃料電池自動車（FCV）又は水素内燃機関型自動車（HICEV）
- (4) 充電設備
 - (イ) 充電機器
 - (ロ) バッテリー交換式充電
 - (ハ) V2H・外部給電器
 - (ニ) 高圧受電設備

1-2 充電設備の要件

- (1) 本事業においてタクシー等車両及びバス車両に導入される電気自動車等の充電に必要な充電設備であること。
- (2) 設置場所は申請事業者の敷地（事業所、営業拠点）等に設置するものであること。
- (3) 充電設備のメーカー名及び型式等は経済産業省の「充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付対象の機器であること。

1-3 充電設備の要件（基準額）

- (1) 充電設備の補助基準額の算定は、充電設備の販売者等が定めた機器の定価のうち、JATAが必要と認めた範囲内の額に1/1、1/2または1/3を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨て）、また充電設備の工事については充電設備工事事業者の見積額（実施要領別表第1第3欄に記載の経費に準じた費用が積算されていること。）で、JATAが必要と認めた範囲内の額とする。なお、導入される充電設備は、導入車両の充電を行うための設置位置、導入口数、出力電力等設備が合理的で、充電口数は本補助金で一体的に導入される車両数を上回らず同数以下であること。

- (2) 設備工事費の補助基準額の算定は、下表のとおりとする。

1. 急速充電

急速充電			
補助率 (補助額に上限あり)	90kW以上	50kW以上	10kW以上
	機器補助率：1/1 工事補助率 1/1	機器補助率：1/2 工事補助率 1/1	

2. 普通充電

普通充電			
対象設備	ケーブル付き充電設備		コンセントスタンド
	6kw以上	6kw未満	—
補助率 (補助額に上限あり)	機器補助率：1/2 工事補助率 1/1		

3. バッテリー交換式充電

バッテリー交換ステーション、交換用バッテリー	
補助率 (補助額に上限あり)	機器補助率：1/2 工事補助率：1/1

4. V2H・外部給電器

V2H・外部給電器		
対象設備	V2H 充放電設備	外部給電器
補助率 (補助額に上限あり)	設備補助率：1/2	設備補助率：1/3
	工事補助率：1/1	

5. 高圧受電設備・設置工事費

高圧受電設備・設置工事費	
補助率 (補助額に上限あり)	1/1

1-4 工事費（本工事費、附帯工事費）、設備費、業務費及び事務費で補助事業者が承認した経費の積算については下記を参照すること。

(1) 本工事費

(イ) 直接工事費

(a) 材料費

事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし根拠となる資料を添付すること。

(b) 労務費

本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。

(c) 直接経費

事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。

- ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）
- ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）
- ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く））

(ロ)間接工事費

(a) 共通仮設費 次の費用をいう。

- ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用
- ②準備、後片付け整地等に要する費用
- ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用
- ④技術管理に要する費用
- ⑤交通の管理、安全施設に要する費用

(b) 現場管理費

請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。

(c) 一般管理費

請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。

(ハ)付帯工事費

本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。

(ニ)機械器具費

事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。

(ホ)測量及試験費

事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。

(2) 設備費

(イ) 設備費

事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

(3) 業務費

(イ) 業務費

事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

(4) 事務費

(イ) 事務費

事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、

旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については以下のとおりとする。

事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、以下の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。

5,000万円以下の金額に対して 6. 5%

5,000万円を超え1億円以下の金額に対して 5. 5%

1億円を超える金額に対して 4. 5%

(a) 社会保険料

この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。

(b) 賃金・報酬・給料・職員手当

この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。

(c) 諸謝金

この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。

(d) 旅費

この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。

(e) 需用費

(i) 印刷製本費

この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。

(f) 役務費

(i) 通信運搬費

この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。

(g) 委託料

この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。

(h) 使用料及賃借料

この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。

(i) 消耗品費 備品購入

この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について、補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者のうち、国で定める

目標（目安）に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定している者とする。

- ① タクシー等車両又はバス車両を事業の用に供する者
 - ② タクシー等車両又はバス車両の貸渡し（リース）を業とする者（①、③及び⑥に貸し渡す者に限る。）
 - ③ 特定旅客自動車運送事業者に自らが所有又は使用するタクシー等車両又はバス車両を貸与のうえ、旅客運送を委託する学校法人又は企業等
 - ④ 旅客自動車運送事業の分社等により、自らが50%を超える出資比率によって設立した子会社たる旅客自動車運送事業者に、自らが所有するタクシー等車両又はバス車両を貸与する者
 - ⑤ タクシー等車両又はバス車両と一体的に導入される充電設備を所有する者（①、②、③、④、⑥のタクシー等車両又はバス車両と一体的に導入される場合に限る。）
 - ⑥ 地方公共団体
 - ⑦ その他大臣の承認を得てJATAが適当と認める者
- なお、⑥を除く者のうち、多排出者については、交付申請日までに、以下（i）及び（ii）のCO₂排出削減のための取組の実施について表明している者に限る。また、GXリーグに参加している者については、これらの取組を実施するものとみなす。

取組についての表明は、様式第1（その3の2）で行うこと。

- (i) 令和7年度及び令和12年度の国内におけるScope 1（事業者自ら排出）・Scope 2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関するCO₂排出削減目標を設定し、公表すること。また、令和6年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て、毎年度公表すること。

（注）第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

- (ii) (i) で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット若しくはJCMその他国内のCO₂排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を公表すること。

3 維持管理

補助事業者は、補助事業により導入した補助対象車両及び電気自動車充電設備等を、第8条第1項第十号及び第十一号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素削減量の状況を把握し、この規程及びJATAの求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

5 複数年度事業の廃止

複数年度で事業を完成させることを前提として交付決定された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別紙3

1 交付申請書の添付資料

- (1) 様式第1 (その2の1)、(その2の2)、(その3の1) 及び (その3の2)
- (2) 補助対象経費に係る見積書の写し (充電設備のみ)
- (3) 申請者の事業内容等を確認できる書類 (*1)
 - ① 法人である場合にあっては現在事項全部証明書の写し (発行後3ヶ月以内のもの)
 - ② 個人事業者である場合は、住民票の写し (発行後3ヶ月以内のもの) または自動車運転免許証の写し
- (4) 自動車購入契約書 (納車予定日を明記しているもの) の写し (改造車両を除く)
- (5) 自動車賃貸借契約書 (貸渡し開始日を明記しているもの) (契約締結前の場合は契約予定者、対象物品及び貸渡し開始予定日等必要事項が記載された契約書案) の写し (リースの場合に限る) (*2)
- (6) リース料金算定根拠明細書 (補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの) (リースの場合に限る) (*3)
- (7) 様式第1 (その4の1) 又は (その4の2) (国で定める目標 (目安) に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画書)
- (8) 充電設備の申請をする場合は、それらに係る書類等
- (9) 使用者が複数であり共同申請する場合は、それらに係る書類等 (申請者間の関係性が明らかにされた書類等)
- (10) 複数年度事業の申請をする場合は、それらに係る書類等

2 完了実績報告書の添付資料

- (1) 様式第11 (その2の1)、(その2の2)
- (2) 補助対象経費 (車両) に係る請求書の写し
- (3) 補助対象経費 (車両) に係る領収書の写し
- (4) 補助対象経費 (充電設備) に係る請求書の写し
- (5) 補助対象経費 (充電設備) に係る領収書の写し
- (6) 補助対象車両の自動車検査証の写し (所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し)
- (7) 型式「不明」となる車両の場合は「自動車検査証の型式が『不明』とされた商用車に添付する書面」
- (8) 自動車賃貸借契約書 (貸渡し開始日を明記しているもの) (契約締結前の場合は契約予定者、対象物品及び貸渡し開始予定日等必要事項が記載された契約書案) の写し (リースの場合に限る) (*2)
- (9) リース料金算定根拠明細書 (補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの) (リースの場合に限る) (*2)
- (10) 充電設備の申請をした場合は、それらに係る書類等
- (11) 複数年度事業の申請をする場合は、それらに係る書類等

3 交付申請書兼完了実績報告書の添付資料

- (1) 様式第1 (その2の1)、(その3の1) 及び (その3の2)
- (2) 様式第1 (その4の1) 又は (その4の2) (国で定める目標 (目安) に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画書)
- (3) 様式第1 3
- (4) 申請者の事業内容等を確認できる書類 (* 1)
 - ① 法人である場合にあっては現在事項全部証明書の写し (発行後 3 ヶ月以内のもの)
 - ② 個人事業者である場合は、住民票の写し (発行後 3 ヶ月以内のもの) または自動車運転免許証の写し
- (5) 自動車購入契約書 (納車予定日を明記しているもの) の写し
- (6) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (7) 補助対象車両の自動車検査証の写し (所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し)
- (8) 型式「不明」となる車両の場合は「自動車検査証の型式が『不明』とされた商用車に添付する書面」
- (9) 自動車賃貸借契約書の写し (リースの場合に限る) (* 2)
- (10) リース料金算定根拠明細書 (補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの) (リースの場合に限る) (* 2)
- (11) 様式第1 (その4の1) 又は (その4の2) (国で定める目標 (目安) に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画書)
- (12) 振込先の確認の書類
 - ① 振込先口座の通帳表紙並びに通帳を開いた 1、2 ページ目の写し (コピー)
 - ② 口座が表示されている画面の画像ファイル
- (13) 使用者が複数であり共同申請する場合は、それらに係る書類等 (申請者間の関係性が明らかにされた書類等)
- (14) 複数年度事業の申請をする場合は、それらに係る書類等

※ その他、必要に応じて J A T A から上記以外の資料提出を求めることがあります。また電子申請システムにおいては省略される資料もあります。

* 1 リースまたは転リースの場合は、それぞれリース先と転リース先の資料を併せて提出すること。

* 2 転リースの場合は、それぞれリース先と転リース先の間で交わされた資料を併せて提出すること。

交付規程様式等

様式第 1	交付申請書（第 5 条関係）
様式第 1 の 2	交付申請書兼完了実績報告書（第 5 条関係）
様式第 1（その 2 の 1）	商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）実施計画書（車両）
様式第 1（その 2 の 2）	商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）実施計画書（充電設備等）
様式第 1（その 2 の 3）	【複数年度事業】商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）事業実施計画書
様式第 1（その 2 の 4）	【複数年度事業（翌年度分）】商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）実施計画書（車両）
様式第 1（その 2 の 5）	【複数年度事業（翌年度分）】商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）事業実施計画書（充電設備等）
様式第 1 の 3	財産処分承認申請書（第 5 条及び第 8 条関係）
様式第 1 の 3（その 2）	財産処分承認申請書
様式第 1（その 3 の 1）	誓約書
様式第 1（その 3 の 2）	表明書
様式第 1（その 4 の 1）	非化石エネルギー自動車の導入計画（タクシー）
様式第 1（その 4 の 2）	非化石エネルギー自動車の導入計画（バス）
様式第 2	変更交付申請書（第 6 条関係）
様式第 3	交付決定通知書（第 7 条関係）
様式第 3 の 2	交付決定通知書兼交付額確定通知書（第 7 条関係）
様式第 4	変更交付決定通知書（第 7 条関係）
様式第 5	計画変更承認申請書（第 8 条関係）
様式第 6	中止（廃止）承認申請書（第 8 条関係）
様式第 7	遅延報告書（第 8 条関係）
様式第 7 の 2	遂行状況報告書（第 8 条関係）
様式第 8	名称変更等報告書（第 8 条関係）
様式第 9	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
様式第 1 0	取得財産等管理台帳（第 8 条関係）
様式第 1 1	完了実績報告書（第 1 1 条関係）
様式第 1 1（その 2 の 1）	商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）実施報告書（車両）
様式第 1 1（その 2 の 2）	商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）実施報告書（充電設備等）
様式第 1 2	年度終了実績報告書（第 1 1 条関係）
様式第 1 2（その 2）	経費所要額実績
様式第 1 3	交付額確定通知書（第 1 2 条関係）
様式第 1 4	精算払請求書（第 1 3 条関係）
様式第 1 5	翌年度間接補助事業開始承認申請書（第 1 5 条関係）
様式第 1 6	事業報告書（第 1 6 条関係）

識別番号	
第	号
令和	年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
 会長 木場 宣行 殿

申請者^{注1} 住所 〒
 氏名又は名称
 代表者役職・氏名
 () ^{注2・3}

令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
 （商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付申請書

令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程（以下「交付規程」という。）第5条第1項の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の目的及び内容 様式第1(その2の1)及び(その2の2)のとおり
 ※複数年度事業の場合、加えて様式第1(その2の3～5)のとおり
- 2 前年度交付決定通知書番号^{注4}
- 3-1 補助対象経費(導入車両)^{注5} 金 円
- 3-2 補助対象経費(充電設備等)^{注5} 金 円
- 4-1 補助金交付申請額(導入車両)^{注5} 金 円
- 4-2 補助金交付申請額(充電設備等)^{注5} 金 円
- 5 補助事業の開始及び完了予定年月日 交付決定の日 ～ 令和 年 月 日
 （複数年度事業の場合、最終事業完了予定日も記入）（令和 年 月 日）
- 6 補助対象車両等及び用途(該当する欄に○あるいは△を付す。^{注6})

タクシー等車両		バス車両	
電気自動車		電気自動車	
プラグインハイブリッド自動車		プラグインハイブリッド自動車	
燃料電池自動車		燃料電池自動車	
水素内燃機関型自動車		水素内燃機関型自動車	
充電設備等			
令和6年度(補正予算)商用車等の電動化促進事業(タクシー・バス)の車両と一体的導入するもの			

7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）		
	電話番号		
	Eメールアドレス		@
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）		
	住所 〒 -		
	電話番号		@

8 添付資料 交付規程別紙3の1に記載の書類

※ 複数年度事業であっても、当該年度に必要な金額（単年度分のみ）を申請すること。複数年度の合計金額で申請

しないこと。

- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。
- 注2 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。
- 注3 使用者が複数であり共同申請する場合は、その共同使用の詳細（使用形態等）な書類を提出すること。
- 注4 複数年事業申請で、翌年度（2年目）に申請する場合にのみ記載すること。
- 注5 様式第1（その2の1）及び（その2の2）に記載されている台数分の合計額を記載すること。
- 注6 申請者が自動車リース業者である場合は、本申請に係る補助対象車両の貸渡し事業者における当該補助対象車両の用途について該当する欄に△を記入すること。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
 会長 木場 宣行 殿

申請者^{注1} 住所 〒
 氏名又は名称
 代表者役職・氏名
 () ^{注2・3}

令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
 （商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付申請書兼完了実績報告書

令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程（以下「交付規程」という。）第5条第1項の規定に基づき下記のとおり申請及び報告します。

なお、補助事業の実施に当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従いました。

記

- 1 補助事業の目的及び内容 様式第1(その2の1)のとおり
- 2 補助対象経費^{注3} 金 円
- 3 補助金交付申請額^{注3} 金 円
- 4 補助対象車両及び用途(以下の表において、該当する欄に○あるいは△を付す。^{注4})

タクシー等車両		バス車両	
電気自動車		電気自動車	
プラグインハイブリッド自動車		プラグインハイブリッド自動車	
燃料電池自動車		燃料電池自動車	
水素内燃機関型自動車		水素内燃機関型自動車	

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）
	住所 〒 -
	Eメールアドレス @

6 添付資料 交付規程別紙3の3に記載の書類

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。
 注2 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。
 注3 使用者が複数で共同して申請する場合は、その共同使用の詳細（使用形態等）な書類を提出すること。
 注4 様式第1（その2の1）に記載されている台数分の合計額を記載すること。
 注5 申請者が自動車リース業者である場合は、本申請に係る補助対象車両の貸渡し事業者における当該補助対象車両の用途について該当する欄に△を記入すること。

様式第1（その2の1）

令和6年度（補正予算）商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）
実施計画書（車両）

リースを利用する場合等の補助対象車両使用者（貸渡し先等）	氏名又は名称 住所： <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">電子申請においてはシステム入力</div>	
補助対象車両 *該当する区分に○を付す。	登録番号（車両登録済の場合） 車台番号（車両登録済の場合） 車名 ^{注1} ： 通称名 ^{注1} ： 型式 ^{注1} ： 車両の種類* ^{注5} ： BEV PHEV FCV HICEV 区分*： タクシー バス 台数 ^{注2} 台 抵当権の有無*： 有 無 本事業（補助対象車両の導入）に係る本補助金以外の国の補助金の交付又は交付申請の有無*： 有 無	
所要経費		金額
(1) 補助対象経費（補助対象車両価格） ^{注3}		円
(2) 寄付金、補助金その他の収入		円
(3) 補助対象経費支出予定額（(1)-(2)）		円
(4) 基準額 ^{注4}		円
(5) 補助金所要額 (3)と(4)を比較して少ない方の額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）		円
(6) 補助金交付申請額（(5)×台数）		円

注1 交付規程別表注1に規定する車両情報に記載されている車名、通称名及び型式であること。

注2 車名、型式及び車両の種類が同じ車両の申請台数を記載する。

注3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。また、改造車にあつては、補助対象となる動力構造の変更に係る改造費（材料費及び労務費）を記載すること。

注4 基準額については補助対象車両一覧にて確認すること。また、改造車にあつては、(1)欄の額に2/3を乗じた額(1,000円未満は切り捨て)を記載する。その際、架装物等動力構造以外の部分の変更に係る費用を除いて実施要領別表1第3欄に掲げる経費を算定した場合は、これら費用の内訳に係る資料を添付するものとする。

注5 BEVは電気自動車、PHEVはプラグインハイブリッド自動車、FCVは燃料電池自動車、HICEVは水素内燃機関型自動車とする。

様式第1(その2の2)

令和6年度(補正予算)商用車等の電動化促進事業(タクシー・バス)
実施計画書(充電設備等)

充電設備	メーカー名 ^{注1} ： 型 式 ^{注1} ： 製造番号 ^{注1} ： 出力電力 ^{注1} ： 台 数： 対象機器 ^{注2} ：	電子申請においてはシステム入力 kW 台(口数： 急速充電 普通充電 バッテリー交換式充電 V2H・外部給電器 高圧受電設備
	所要経費	金額
(1)-1 補助対象経費 (充電機器・1台あたり) ^{注3}	急速充電	円
	普通充電	円
	V2H・外部給電器	円
	バッテリー交換式充電	円
(2)-1 機器基準額 「(1)-1」に補助率を乗じた額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)		円
(3)-1 機器上限額 ^{注4}		円
(4)-1 補助金所要額(補助金交付申請額) 「(2)-1」と「(3)-1」を比較して少ない額		円
(5)-1 補助金交付申請額・充電機器(「(4)-1」×台数)		円
(1)-2 補助対象経費(工事費・全体) ^{注3}		円
(2)-2 工事費基準額 ^{注4} (1台あたりの工事費上限額×充電機器台数)		円
(3)-2 補助金所要額(補助金交付申請額) 「(1)-2」と「(2)-2」を比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする)		円
(1)-3 充電設備の総事業費(「(1)-1」×台数+「(1)-2」)		円
(2)-3 寄付金、補助金その他の収入		円
(3)-3 補助対象経費支出予定額(「(1)-3」-「(2)-3」)		円
(4)-3 基準額(「(5)-1」+「(3)-2」)		円
(5)-3 補助金交付申請額・充電設備、工事費 (「(3)-3」と「(4)-3」を比較して少ない額)		円

注1 充電設備メーカーが定める型式等をそれぞれ記載する。

注2 該当する充電設備に○を付す。

注3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

注4 交付規程別紙1の1-3により算定した額とする。ただし、(3)-1については補助対象充電設備型式一覧表の上限額を記載。また、(2)-2については公募要領4.補助金額等にある充電設備工事費の上限額に台数を乗じた額を記載。高圧受電設備についての記載は(1)-2 補助対象経費(工事費・全体)に記載する。その際、(2)-2は台数を乗せず、1工事あたりの上限額を記載。

*充電設備の種類が変わる場合は、種類ごとに用紙を分けて記載すること。その場合、新たな用紙を設けて充電設備に係る総額を太枠の箇所だけに記載すること。

様式第1(その2の3)

【複数年度事業】

令和6年度(補正予算)商用車等の電動化促進事業(タクシー・バス)実施計画書(全体)

<p>補助対象車両</p> <p>* 該当する区分に○を付す。</p>	<p>複数年で導入する合計台数：</p> <p>○詳細^{注1}</p> <p>車名^{注2}：</p> <p>通称名^{注2}：</p> <p>型式^{注2}：</p> <p>車両の種類*^{注3}： BEV PHEV FCV HICEV</p> <p>区分*： タクシー バス</p> <p>台数^{注4} 台</p>
<p>補助対象充電設備等</p> <p>* 該当する区分に○を付す。</p>	<p>複数年で導入する充電設備等の合計台数・口数^{注5}：</p> <p>○詳細^{注1}</p> <p>メーカー名^{注6}：</p> <p>型式^{注6}：</p> <p>製造番号^{注6}：</p> <p>出力電力^{注6}： kW</p> <p>台数： 台(口数： 口/1台あたり)</p> <p>対象機器*：</p> <p>急速充電 普通充電 バッテリー交換式充電</p> <p>V2H・外部給電器 高圧受電設備</p>
<p>事業実施スケジュール^{注7}</p>	<p>【初年度(1年目)】</p> <p>【翌年度(2年目)】</p>
<p>初年度(1年目)所要経費詳細</p>	<p>様式第1(その2の1)及び(その2の2)のとおり</p>
<p>翌年度(2年目)所要経費詳細</p>	<p>様式第1(その2の4)及び(その2の5)のとおり</p>

注1 種類が2種類以上ある場合は、種類ごとに同様に記載すること。

注2 交付規程別表注1に規定する車両情報に記載されている車名、通称名及び型式であること。

注3 BEVは電気自動車、PHEVはプラグインハイブリッド自動車、FCVは燃料電池自動車、HICEVは水素内燃機関型自動車とする。

注4 車名、型式及び車両の種類が同じ車両の申請台数を記載する

注5 複数種類を入れる場合は、種類ごとに何台(何口)導入予定か記載すること。

注6 充電設備メーカーが定める型式等をそれぞれ記載する。

注7 事業実施スケジュールを記入すること。複数年度事業の全工程を含めたスケジュールとし、今回申請の補助事業により、何をどこまで実施するのかが明らかにわかるように詳細に記入すること。翌年度負担額も記入すること。また、車両、充電設備等を導入する時期、稼働開始予定は必ず記入すること。

様式第1（その2の4）

【複数年度事業（翌年度分）】

令和6年度(補正予算)商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）実施計画書（車両）

リースを利用する場合等の補助対象車両使用者（貸渡し先等）	氏名又は名称 住所：
補助対象車両 *該当する区分に○を付す。	登録番号（車両登録済の場合） 車台番号（車両登録済の場合） 車名 ^{注1} ： 通称名 ^{注1} ： 型式 ^{注1} ： 車両の種類* ^{注5} ： BEV PHEV FCV HICEV 区分*： タクシー バス 台数 ^{注2} 台 抵当権の有無*： 有 無 本事業（補助対象車両の導入）に係る本補助金以外の国の補助金の交付又は交付申請の有無*： 有 無
所要経費	
金額	
(1) 補助対象経費（補助対象車両価格） ^{注3}	円
(2) 寄付金、補助金その他の収入	円
(3) 補助対象経費支出予定額（(1)-(2)）	円
(4) 基準額 ^{注4}	円
(5) 補助金所要額 (3)と(4)を比較して少ない方の額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）	円
(6) 初年度(1年目)に交付を受けた額	円
(7) 補助金交付申請額（((5)-(6))×台数）	円

注1 交付規程別表注1に規定する車両情報に記載されている車名、通称名及び型式であること。

注2 車名、型式及び車両の種類が同じ車両の申請台数を記載する。

注3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。また、改造車にあつては、補助対象となる動力構造の変更に係る改造費(材料費及び労務費)を記載すること。

注4 基準額については補助対象車両一覧にて確認すること。また、改造車にあつては、(1)欄の額に2/3を乗じた額(1,000円未満は切り捨て)を記載する。その際、架装物等動力構造以外の部分の変更に係る費用を除いて実施要領別表1第3欄に掲げる経費を算定した場合は、これら費用の内訳に係る資料を添付するものとする。

注5 BEVは電気自動車、PHEVはプラグインハイブリッド自動車、FCVは燃料電池自動車、HICEVは水素内燃機関型自動車とする。

様式第1(その2の5)

【複数年度事業（翌年度分）】

令和6年度(補正予算)商用車等の電動化促進事業(タクシー・バス)実施計画書(充電設備等)

充電設備	メーカー名 ^{注1} :	
	型式 ^{注1} :	
	製造番号 ^{注1} :	
	出力電力 ^{注1} :	kW
	台数:	台(口数: 口/1台あたり)
	対象機器 ^{注2} :	急速充電 普通充電 バッテリー交換式充電 V2H・外部給電器 高圧受電設備
所要経費		金額
(1)-1 補助対象経費 (充電機器・1台あたり) ^{注3}	急速充電	円
	普通充電	円
	V2H・外部給電器	円
	バッテリー交換式充電	円
(2)-1 機器基準額 「(1)-1」に補助率を乗じた額(算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)		円
(3)-1 機器上限額 ^{注4}		円
(4)-1 初年度(1年目)に交付を受けた額(機器)		円
(5)-1 補助金所要額(補助金交付申請額) 「(2)-1」と「(3)-1」-「(4)-1」を比較して少ない額		円
(6)-1 補助金交付申請額・充電機器(「(4)-1」×台数)		円
(1)-2 補助対象経費(工事費・全体) ^{注3}		円
(2)-2 工事費基準額 ^{注4} (1台あたりの工事費上限額×充電機器台数)		円
(3)-2 初年度(1年目)に交付を受けた額(工事費)		円
(4)-2 補助金所要額(補助金交付申請額) 「(1)-2」と「(2)-2」-「(3)-2」を比較して少ない方の額(算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする)		円
(1)-3 充電設備の総事業費(「(1)-1」×台数+「(1)-2」)		円
(2)-3 寄付金、補助金その他の収入		円
(3)-3 補助対象経費支出予定額(「(1)-3」-「(2)-3」)		円
(4)-3 基準額(「(5)-1」+「(3)-2」)		円
(5)-3 補助金交付申請額・充電設備、工事費 (「(3)-3」と「(4)-3」を比較して少ない額)		円

注1 充電設備メーカーが定める型式等をそれぞれ記載する。

注2 該当する充電設備に○を付す。

注3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

注4 交付規程別紙 1 の 1-3 により算定した額とする。ただし、(3)-1 については補助対象充電設備型式一覧表の上

限額を記載。また、(2)-2 については公募要領 4.補助金額等にある充電設備工事費の上限額に台数を乗じた額を記載。高圧受電設備についての記載は(1)-2 補助対象経費(工事費・全体)に記載する。その際、(2)-2 は台数を乗じず、1 工事あたりの上限額を記載。

※充電設備の種類が変わる場合は、種類ごとに用紙を分けて記載すること。その場合、新たな用紙を設けて充電設備に係る総額を太枠の箇所だけに記載すること。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 木場 宣行 殿

申請者 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
() 注1

令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））財産処分承認申請書

標記について、令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程第5条第2項及び第8条第1項第十四号に基づき、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）第2の1に準じて、様式第1の3（その2）のと通りの処分について承認を求めます。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

注1 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

様式第1の3（その2）

1 処分の種類

（ 転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 抵当権の設定 ）

2 処分の概要

間接補助事業者 ※リースを利用する場合にあっては、リース事業者名（車両の所有者）			所在地 ※リースを利用する場合にあっては、貸し渡し先使用者の氏名または名称及び住所（車両の使用者）		
車 種 等			登録番号、車台番号又はシリアル番号		
補助年度	補助金交付申請額	総事業費（補助対象経費）	処分制限期間（A）（注）	経過年数（B）	残存年数（A－B）
年	円	円	年	年 ヶ月	年 ヶ月
経緯及び処分の理由					処分（抵当権の設定）予定年月日

注 処分制限期間（A）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とすること。

添付資料

- ・ 交付額確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・ その他参考となる資料

誓 約 書

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 木 場 宣 行 殿

申請者 住所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
() 注1

〔国の補助金に関する事項〕

本申請において申請する補助対象車両の導入について、本補助金の交付決定を受けた後は、新たに本補助金以外の国からの補助金の交付について申請しません。

〔その他の事項〕

- （1）補助金申請にあたっては、虚偽なく記載・ご報告いたします。
- （2）定められた期日を順守し、それに基づいた補助事業の実施を行います。
- （3）充電設備の申請にあっては、課金装置の使用はいたしません。又、申請の車両台数を上回る口数の充電設備の申請はいたしません。
- （4）複数年申請の場合はその内容を承知した上で申請いたします。
- （5）その他、補助金に係る J A T A の指示に従います。

注1 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

表 明 書

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 木 場 宣 行 殿

電子申請においてはシステム入力

報告者 住所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
() 注1

[車両の交付申請に係る表明]

以下のCO₂排出削減のための取組の実施について表明いたします。*2

以下の（1）又は（2）の取組を実施します。

- （1） GXリーグへの参画
- （2） 以下の①及び②の取組

- ① 国内でのScope 1・2に関する削減目標を設定し、進捗状況を毎年報告・公表*3
- ② ①の目標達成ができない場合、J-クレジット等の適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表

※1 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

※2 表明の際は、“□”にレ点を入れること。

※3 令和6年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て、毎年度公表すること。なお、第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

様式第1（その4の1）

非化石エネルギー自動車の導入計画（タクシー）

申請者 氏名又は名称：

代表者の役職・氏名：

() 注

		実績						
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
保有台数								
電気自動車（BEV）	A							
プラグインハイブリッド自動車（PHEV）	B							
燃料電池自動車（FCV）	C							
水素内燃機関型自動車（HICEV）	D							
非化石エネルギー自動車合計	E=A+B+C+D							
保有車両合計	F							
ハイブリッド自動車（HV）	G							
電動自動車割合（参考）	(E+G)/F							
非化石エネルギー自動車割合	E/F							
非化石エネルギーへの転換の定量目標 2030 年度におけるタクシーの非化石エネルギー自動車の使用割合が 8 %以上							判定	

注：所有者（申請者）と使用者（貸渡し先等）が違う場合に記載すること

※本様式は使用者の導入計画であること

様式第1（その4の2）

非化石エネルギー自動車の導入計画（バス）

申請者 氏名又は名称：

代表者の役職・氏名：

（ ）注

		実績						
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
保有台数								
電気自動車（BEV）	A							
プラグインハイブリッド自動車（PHEV）	B							
燃料電池自動車（FCV）	C							
水素内燃機関型自動車（HICEV）	D							
非化石エネルギー自動車合計	$E=A+B+C+D$							
保有車両合計	F							
ハイブリッド自動車（HV）	G							
電動自動車割合（参考）	$(E+G)/F$							
非化石エネルギー自動車割合	E/F							
非化石エネルギーへの転換の定量目標 2030年度におけるバスの非化石エネルギー自動車の使用割合が5%以上							判定	

注：所有者（申請者）と使用者（貸渡し先等）が違う場合に記載すること

※本様式は使用者の導入計画であること

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 木 場 宣 行 殿

申請者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
() ^{注2}

令和 6 年度 (補正予算) 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車等の電動化促進事業 (タクシー・バス)) 変更交付申請書

令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で交付決定の通知を受けた脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (商用車等の電動化促進事業 (タクシー・バス)) を下記のとおり変更したいので、令和 6 年度 (補正予算) 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (商用車等の電動化促進事業 (タクシー・バス)) 交付規程 (以下「交付規程」という。) 第 6 条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 補助変更申請額^{注3}

2 変更内容

3 変更理由

(注) 具体的に記載する。

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者 (所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	E メールアドレス @
担当者 連絡先	担当者 (所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	E メールアドレス @

注 1 交付規程第 3 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

注 2 申請者と使用者が違う場合 (貸渡し先等) に記載すること。

注 3 1 の金額欄の上部に () 書きで当初交付決定額を記載すること。

注 4 添付書類は、様式第 1 (その 2 の 1) あるいは様式第 1 (その 2 の 2) のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、金額については、変更前の金額を上段に () 書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付決定通知書

補助事業者
（ ）注

令和 年 月 日付け第 号で交付申請のあった脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））については、令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程（令和7年4月28日輸技協事第7-4号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 木 場 宣 行

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号交付申請のとおりである。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助対象経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補 助 対 象 経 費(導入車両)	金	円
補 助 対 象 経 費(充電設備等)	金	円
交 付 決 定 額(導入車両)	金	円
交 付 決 定 額(充電設備等)	金	円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付要綱（令和7年2月17日環水大モ発第2502171号、商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）実施要領（令和7年2月28日環水大モ発第25022847号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることができる期限は交付決定の日から15日以内とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 8 補助事業者がP0ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後のJATAに対する補助金請求に当たっては、P0ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、JATAは、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はP0ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

9 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）
	電話番号
	E メールアドレス @
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）
	住所 〒 -
	電話番号
	E メールアドレス @

※複数年度申請し、本交付決定通知を受けた場合でも、翌年度はまた交付申請が必要である。

注 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

識別番号	
------	--

第 号

令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付決定通知書兼交付額確定通知書

補助事業者
（ ）注

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請兼実績報告のあった脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））については、令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程（令和7年4月28日輸技協事第7-4号。以下「交付規程」という。）第7条第1項ただし書きの規定により、下記のとおり交付することを決定し、その額を確定したので、通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 木 場 宣 行

記

- 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号交付申請兼完了実績報告書のとおりである。
- 補助基本額、交付決定額及び確定額は次のとおりである。
（登録番号： 車台番号： ）

補助対象経費（導入車両）	金	円
交付決定額（導入車両）	金	円
確定額（導入車両）	金	円
- 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付要綱（令和7年2月17日環水大モ発第2502171号、商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）実施要領（令和7年2月28日環水大モ発第25022847号）及び交付規程に従わなければならない。
- この交付決定に対し不服があるとき、申請の取下げをすることができる期限は交付決定の日から15日以内とする。
- 補助事業者における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 補助事業者がP0ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後のJATAに対する補助金請求に当たっては、P0ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。

い。また、JATAは、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はPOファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

9 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

※複数年度申請し、本交付決定通知を受けた場合でも、翌年度はまた交付申請が必要である
注 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

令和 6 年度 (補正予算) 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車等の電動化促進事業 (タクシー・バス)) 変更交付決定通知書

補助事業者

() 注

令和 年 月 日付け第 号で変更交付申請のあった脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (商用車等の電動化促進事業 (タクシー・バス)) については、令和 6 年度 (補正予算) 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (商用車等の電動化促進事業 (タクシー・バス)) 交付規程 (令和 7 年 4 月 2 8 日輸技協事第 7-4 号。以下「交付規程」という。) 第 7 条第 1 項の規定により、令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 木 場 宣 行

記

- 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号変更交付申請書のとおりである。
- 変更後の補助金の額は、次のとおりである。
(導入車両)

変更前補助対象経費	金	円	変更前補助金の額	金	円
変更後補助対象経費	金	円	変更後補助金の額	金	円
増 減 額	金	円	増 減 額	金	円

(充電設備等)

変更前補助対象経費	金	円	変更前補助金の額	金	円
変更後補助対象経費	金	円	変更後補助金の額	金	円
増 減 額	金	円	増 減 額	金	円
- 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号)、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (商用車等の電動化促進事業 (タクシー・バス) 交付要綱 (令和 7 年 2 月 17 日 環水大モ発第 2502171 号、商用車等の電動化促進事業 (タクシー・バス) 実施要領 (令和 7 年 2 月 28 日環水大モ発第 25022847 号) 及び交付規程に従わなければならない。
- この交付決定に対し不服があるとき、申請の取下げをすることのできる期限は交付決定の日から 15 日以内とする。
- 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第 4 条第 2 項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 補助事業者が P0 ファイナンス (本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資) を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の J A T A に対する補助金請求に当たっては、P0 ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、J A T A は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の

如何を問わず、補助金は P0 ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

8 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）
	電話番号
	E メールアドレス @
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）
	住所 〒 -
	電話番号
	E メールアドレス @

注 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 木 場 宣 行 殿

補助申請者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
() ^{注2}

令和 6 年度 (補正予算) 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車等の電動化促進事業 (タクシー・バス)) 計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で交付決定の通知を受けた脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (商用車等の電動化促進事業 (タクシー・バス)) の計画を下記のとおり変更したいので、令和 6 年度 (補正予算) 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (商用車等の電動化促進事業 (タクシー・バス)) 交付規程 (以下「交付規程」という。) 第 8 条第 1 項第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 変更内容^{注3}
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者 (所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	E メールアドレス @
担当者 連絡先	担当者 (所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	E メールアドレス @

注 1 交付規程第 3 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

注 2 申請者と使用者が違う場合 (貸渡し先等) に記載すること。

注 3 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第 1 (その 2 の 1) あるいは様式第 1 (その 2 の 2) のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、金額については、変更前の金額を上段に () 書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 木場 宣行 殿

補助申請者^{注1} 住所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
() ^{注2}

令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で交付決定の通知を受けた脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第1項第四号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）までに実施した事業内容^{注3}
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

注2 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

注3 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1（その2の1）あるいは様式第1（その2の2）を使用して記載することとし、交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 木 場 宣 行 殿

補助申請者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
() ^{注2}

令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））遅延報告書

令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で交付決定の通知を受けた脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））の遅延について、令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第1項第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日^{注2}
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

注3 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 木場 宣行 殿

補助申請者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
() ^{注2}

令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））遂行状況報告書

令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で交付決定の通知を受けた脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））の遂行状況について、令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第1項第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象車両 （車両の種類、製造者名、車名、型式）	交付決定額 （円）	実施額 （円）	遂 行 状 況
計			
2. 充電設備 （充電設備の製造者名、型式等）	交付決定額 （円）	実施額 （円）	遂 行 状 況
計			

1 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 木 場 宣 行 殿

補助申請者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
() ^{注2}

令和 6 年度 (補正予算) 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車等の電動化促進事業 (タクシー・バス)) 名称変更等報告書

令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で脱炭素成長型経済構造移行推進
対策費補助金 (商用車等の電動化促進事業 (タクシー・バス)) の交付決定の通知を受けたところ、
当社は下記のとおり名称変更等したので、令和 6 年度 (補正予算) 脱炭素成長型経済構造移行推進
対策費補助金 (商用車等の電動化促進事業 (タクシー・バス)) 交付規程 (以下「交付規程」とい
う。) 第 8 条第 1 項第七号の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更前後の名称
- 3 変更前後の住所
- 4 変更年月日
- 5 変更に至った経緯
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者 (所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	E メールアドレス @
担当者 連絡先	担当者 (所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	E メールアドレス @

注 1 交付規程第 3 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注 2 申請者と使用者が違う場合 (貸渡し先等) に記載すること。

注 3 本報告にあたっては、変更後の法人登記簿を添付すること。

番 号
年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 木 場 宣 行 殿

補助申請者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
() ^{注2}

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））について、令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程第8条第1項第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（規程第12条第1項による額の確定額）
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第10（第8条関係）

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））

取得財産等管理台帳（令和6年度（補正予算））

財産名 ^{注1} （車名及び登録番号）	型式	金額 （円）	取得 年月日 ^{注2}	耐用 年数 ^{注3}	保管場所

注1 対象となる取得財産等は、商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）により取得した車両及び充電設備とする。

注2 取得年月日は、自動車にあつては自動車検査証における初度登録年月日を、充電設備にあつては設置完了年月日を記載すること。

注3 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とすること。

注4 単価は、設備の取得に係る経費（以下「設備取得費」という。）と設備取得費以外の経費（据付費、測量及び試験費、事務費等をいう。以下「諸経費」という。）の合計額とする。ただし、2つ以上の設備を整備する場合で諸経費がいずれの設備取得費に係るものか明らかでない場合は、設備取得費の比率で当該諸経費を按分し、算出する。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
 会長 木場 宣行 殿

補助申請者^{注1} 住所 〒
 氏名又は名称
 代表者役職・氏名
 () ^{注2}

令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
 （商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））完了実績報告書

令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で交付決定の通知を受けた脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））を完了（中止・廃止）しましたので、令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程（以下「交付規程」という。）第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

導入車両 金 円（令和 年 月 日 第 号）
 充電設備等 金 円（令和 年 月 日 第 号）
 （うち消費税及び地方消費税相当額 円）

2 補助事業の実施状況及び補助金の経費収支実績

様式第11（その2の1）及び（その2の2）に記載のとおり

3 補助事業の実績期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付資料

- （1）補助事業の実績状況及び補助金の経費収支実績 様式第11（その2の1）、（その2の2）
- （2）交付規程別紙3の2に記載の書類
- （3）リース料金算定根拠明細書（補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの。）
 （リースの場合に限る）

5 補助金の交付確定額

導入車両 金 円 充電設備等 金 円
 （うち消費税及び地方消費税相当額 円）

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）
	住所 〒 -
	Eメールアドレス @

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

様式第 1 1 (その 2 の 2)

商用車等の電動化促進事業 (タクシー・バス) 実施報告書 (充電設備等)

充電設備	メーカー名 ^{注1} : 型式 ^{注1} : 製造番号 ^{注1} : 出力電力 ^{注1} : 台数: 対象機器 ^{注2} :	電子申請においてはシステム入力	kW 台(口数: 口/1台あたり) 急速充電 普通充電 バッテリー交換式充電 V2H・外部給電器 高圧受電設備
	所要経費		金額
(1)-1 補助対象経費 (充電設備・1台あたり) ^{注3}	急速充電		円
	普通充電		円
	V2H・外部給電器		円
	バッテリー交換式充電		円
(2)-1 機器基準額 「(1)-1」に補助率を乗じた額(算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)			円
(3)-1 機器上限額 ^{注4}			円
(4)-1 補助金所要額(補助金交付申請額) 「(2)-1」と「(3)-1」を比較して少ない額			円
(5)-1 補助金交付申請額・充電機器(「(4)-1」×台数)			円
(1)-2 補助対象経費(工事費・全体) ^{注3}			円
(2)-2 工事費基準額 ^{注4} (1台あたりの工事費上限額×充電機器台数)			円
(3)-2 補助金所要額(補助金交付申請額) 「(1)-2」と「(2)-2」を比較して少ない方の額(算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする)			円
(1)-3 充電設備の総事業費(「(1)-1」×台数+「(1)-2」)			円
(2)-3 寄付金、補助金その他の収入			円
(3)-3 補助対象経費支出予定額(「(1)-3」-「(2)-3」)			円
(4)-3 基準額(「(5)-1」+「(3)-2」)			円
(5)-3 補助金交付申請額・充電設備、工事費 (「(3)-3」と「(4)-3」を比較して少ない額)			円
(6)-3 交付決定額(充電設備等)			円
(7)-1 交付確定額(充電設備等) (「(5)-3」と「(6)-3」を比較して少ない額)			円

注1 充電設備メーカーが定める型式等をそれぞれ記載する。

注2 該当する充電設備に○を付す。

注3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

注4 交付規程別紙 1 の 1-3 により算定した額とする。ただし、(3)-1 については補助対象充電設備型式一覧表の上限額を記載。また、(2)-2 については公募要領 4.補助金額等にある充電設備工事費の上限額に台数を乗じた額を記載。高圧受電設備についての記載は(1)-2 補助対象経費(工事費・全体)に記載する。その際、(2)-2 は台数を乗じず、1 工事あたりの上限額を記載。

* 充電設備の種類が変わる場合は、種類ごとに用紙を分けて記載すること。その場合、新たな用紙を設けて充電設備に係る総額を太枠の箇所だけに記載すること。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 木場 宣行 殿

補助申請者^{注1} 住所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
() ^{注2}

令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で交付決定の通知を受けた脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））の令和7年度における実績について、令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程（以下「交付規程」という。）第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

導入車両 金 円（令和 年 月 日）
充電設備 金 円（令和 年 月 日）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

2 補助事業の実施状況^{注3}

3 補助金の経費所要額実績

様式第11（その2）のとおり

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

注3 交付規程第8条第1項第五号の規定に基づき公益財団法人 日本自動車輸送技術協会の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

経費所要額実績

（単位：円）

交付決定の内容		年度内遂行実績		
(1) 補助対象経費 の区分	(2) 交付決定額	(3) 補助金受入額	(4) 支払実績額	(5) 翌年度繰越額
合 計				

令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付額確定通知書

補助事業者
（ ）注

令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で交付決定した脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））については令和 年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程（令和7年4月28日輸技協事第7-4号）第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額

導入車両	金	円
（登録番号：	車台番号：	）
充電設備	金	円
（型式：	製造番号：	）
確定額合計額	金	円

令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 木 場 宣 行

1 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

注 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
 会長 木場 宣行 殿

電子申請においてはシステム入力

補助申請者^{注1} 住所 〒
 氏名又は名称
 代表者役職・氏名
 () ^{注2}

令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
 （商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））精算払請求書

令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で（交付決定通知兼）交付額確定の通知を受けた脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））の精算払を受けたいので、令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程（以下「交付規程」という。）第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額	(導入車両) 金	円
	(充電設備) 金	円
	請求額合計 金	円
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	氏名	
3. 振込先金融 機関及び 支店名	銀行 金庫 組合	支店
	*該当に○を付す。 その他 ()	
4. 預金種別	当座預金 ・ 普通預金	
*いずれかに○を付す。		
5. 口座番号		

1 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

注2 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 木場 宣行 殿

補助申請者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
() ^{注2}

令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））に係る
翌年度間接補助事業開始承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））のうち、翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始する必要があるため、令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程第15条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の概要

- (1) 前年度交付決定通知書番号
- (2) 補助事業の名称
- (3) 補助事業の概要
- (4) 翌年度における補助事業の概要

2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における補助事業を開始する必要性

3. 参考資料

4. 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

※本申請に対して承認を受けた場合でも、翌年度はまた交付申請が必要である。

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

注2 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

環境大臣 殿

補助申請者^{注1} 住所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
() ^{注2}

令和6年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車等の電動化促進事業(タクシー・バス))令和 年度事業報告書

令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で交付決定の通知を受けた令和6年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(タクシー・バス))による二酸化炭素排出削減効果について、令和6年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(タクシー・バス))交付規程(以下「交付規程」という。)第16条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 令和 年度二酸化炭素排出削減効果に係る実績について

補助対象車両 (車両の種類(BEV、PHEV、FCV、HICEV)、登録番号)	令和 年度走行距離 (km)

2 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 補助事業者と使用者(貸渡し先等)が違う場合に記載すること。

商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）に関するQ & A （補助金申請者用）

令和7年5月

公益財団法人日本自動車輸送技術協会

【申請に関するもの】

問1：申請者はどのような事業者ですか。

答： 本事業の補助対象者はタクシー等車両（ハイヤーを含む）あるいはバスを所有して事業を実施する者です。

バスについては営業用バス事業者（いわゆるバス会社）及び自家用バスを所有して事業を実施する者が申請の対象となります。

また、これらの事業者へ車両をリースするリース会社も申請の対象となります。

問2：申請者は法人でなければいけないのでしょうか。

答： 申請者は法人でなくても、個人でもタクシー等車両又はバスを使用して事業を営業者であれば申請できます。

問3：購入した車両の所有者が自動車販売会社（以下「ディーラー」という。）ですが、補助金申請（または完了実績報告）はできますか。

答： ディーラーが車両を事業に使用しないにもかかわらず所有者となっている場合は、所有権留保を解除して所有者の変更（移転登録）をしたうえで、当該変更後の車両所有者が補助金申請または完了実績報告を行ってください。

車両購入後に申請する場合は、申請時に「新規登録時の自動車検査証」と「現在の自動車検査証」の両方のコピーを提出してください。

車両購入前に申請を行った場合は、交付決定後に車両を購入し、経費支出後に完了実績報告を行うこととなりますが、その際に「新規登録時の自動車検査証」と「現在の自動車検査証」の両方のコピーを提出してください。

問4：転リース取引は当該補助の対象となりますか。

答： 補助対象となります。ただし、中間会社の契約書のコピー、算定根拠明細書等転リース取引の取引関係を証する書類が必要です。

問5：転リースの際、中間会社のリース料金算定根拠明細書はどのように作成すれば良いですか。

答： 通常のリース契約と同様に、リース会社(申請者)と中間会社、中間会社と使用者それぞれの、算定根拠明細書を作成してください。ただし、補助金は使用者へのリース料金に反映(減額)させてください。(一括で支払うことは認められません。)

問6：補助金が受けられる車両の種類を詳しく知りたいのですが、どうすれば良いですか。

答： 申請が受けられる車両については、公益財団法人日本自動車輸送技術協会（以下「JATA」という。）のホームページに、事前登録された補助対象車両（一覧）として、車両・通称名、自動車の型式、基準額（補助対象額の上限）などが掲載されているので、ご確認ください。

なお、申請された車両と、実際に購入された車両が異なる場合などには、補助金が交付さ

れませんのでご注意ください。

問7：ホームページに公表されている補助対象車両情報一覧に掲載した車両以外に、補助対象となる車両はないのでしょうか。

答： 補助対象車両情報一覧は、それまでに車両製造事業者から報告があり、審査を終了したもののみを公開しています。車両製造事業者からの報告については、補助金申請受付期間中、随時受け付けており、新たな報告があれば、報告内容を審査の上、随時公表内容を更新する予定です。

問8：既に購入している車両でも補助対象車両となりますか。

答： 補助対象車両のタクシー等車両並びにバスであれば、令和7年2月3日以降の購入（自動車検査証の初度登録年月日が令和7年2月3日以降）であれば申請可能です。ただし実績申請については令和8年1月9日までに新車登録された車両であることが必要となります。

問9：申請者は、導入車両の自動車検査証の所有者又は使用者のどちらですか。

答： 申請者は、自動車検査証の所有者です。従いまして、リース車両の場合は、自動車検査証の所有者欄に記載されているリース事業者となります。

問10：値引き額や自治体等からの補助金は交付申請書（様式第1（その2の1）、（その2の2））等に記載すべき「寄付金、補助金その他の収入」に当たりますか。

答： 値引きされた額は、「寄付金、補助金その他の収入」には記入せず、値引いた後の購入額を同様式の「補助対象経費（補助対象車両価格）」欄に記載してください。

自治体等からの交付金は「寄付金、補助金その他の収入」に該当するため、同欄に記載してください。

問11：導入車両の導入日を詳しく教えてください。また、通常申請の場合、納車予定日が令和8年2月13日以降の場合は申請できないのですか。

答： ○ 実績申請（導入車両を購入した後申請する場合）については、令和7年2月3日～令和8年1月9日までに購入した車両。

ただし、申請日は、JATAが申請受付を公表した日～令和8年1月9日まで。

○ 通常申請（導入車両を購入する前に申請する場合）については、JATAが申請受付を公表した日以降、申請をしてJATAの交付決定を受けた後（交付決定を受けた日）から令和8年2月13日までに自動車検査証の新規登録をした車両。

ただし、申請日は、JATAが申請受付を公表した日～令和8年1月9日まで。なお、令和8年2月13日（最終日）に補助対象車両の自動車検査証の新規登録をした場合でも、令和8年2月20日までに完了実績報告をしなければなりませんのでご注意ください。

問12：通常申請の場合、交付決定前に車両を発注してもよいか。

答： 改造車を除く通常申請における車両の申請にあつては、申請時に発注しても問題ありません。車両の「登録」は必ず交付決定後に行ってください。※交付決定前に車両登録をされた場合は交付決定が無効になります。

問13：ホームページ掲載の補助対象車両一覧の「基準額」に補助率をかけた金額が補助金額なのでしょうか。

答： 基準額は、バス及びタクシー(乗車定員 9 人以上)については、標準的燃費水準の車両との差額に補助率を乗じた金額となります。なお、タクシー(乗車定員 8 人以下)については、車両本体価格に補助率を乗じた金額となります。従いまして、基準額 = 補助金額となります。(他の国以外の補助金や助成金を使用した場合は減額の可能性があります。)

問 1 4 : バスの改造はどこまでが補助対象費用として認められますか。また、補助率はどのようになりますか。

答： 改造バスについては、動力構造の変更に係る改造費(材料費及び労務費等)が補助対象費用になり、補助率は 2/3 となります。なお通常申請のみとなります。

問 1 5 : 自治体等が補助対象車両を用いてバス運行を業務委託する場合、提出する書類はありますか。

答： 業務委託の場合は、運輸局が交付した自家用有償旅客運送の許可証又は登録証等、及び自治体等とバス運行会社の間で結ばれている業務委託契約を添付いただきますようお願いいたします。

【申請方法等】

問 1 : 申請窓口はどこですか。

答： J A T A の (商用車等の電動化促進事業 (タクシー・バス)) 補助金執行グループが窓口となり、申請は J A T A 申請システム (URL は JATA ホームページにて公表) で申請していただきます。

問 2 : 申請書は郵送又は持込みでも構いませんか。

答： 申請は、J A T A 申請システムでお願いします。この場合、電子媒体での必要書類 (オリジナルファイル) は、補助事業の完了する日の属する年度終了後 5 年間又は法定耐用年数のいずれか長い期間、消去せず保管してください。

なお、やむを得ず J A T A 申請システムによる提出ができない場合には、J A T A 窓口までご連絡ください。

問 3 : 申請書の添付書面について教えてください。

答： 補助金申請には、各種の添付書面が必要です。必要書面に漏れないように公募要領 10. 提出書類にてご確認ください。

なお、申請時に不足書面があると、申請内容の審査ができないため審査並びに各種決定までのお時間を要するので、ご注意願います。

問 4 : 補助金申請をする場合、競争見積もりは必要ですか。

答： 本事業においては、公募要領 10. その 1 の 2 において「充電設備の導入に係る工事費」については、2 社以上の見積りを取って提出するよう規定されています。

問 5 : 添付書面の見積書、請求書、領収書は指定の様式がありますか。

答： 指定様式はございません。各社の様式で結構ですが、充電設備関係の見積書には導入充電器等の型式を記載し、請求書及び領収書には車台番号又は登録番号 (導入車両)、製造番号 (充電設備) を記載していただく必要があります。

また、各書面の宛先と申請者名が一致することはもとより、各書面の日付にもご注意ください。

さい。

問 6 : 電子取引で領収書が発行されないものについてはどうするのですか。

答 : 別途、申請用の領収書を作成して頂き、その写しを提出してください。

問 7 : 手形処理で車両を購入した場合、領収書が発行されないが、銀行の手形処理の電子領収書で申請等することができますか。

答 : 電子領収書もしくは通常（手形）の領収書を添付してください。

問 8 : 申請者の事業証明は、どのような証明書を提出するのですか。

答 : 法人にあつては現在事項全部証明書の写し、個人事業者にあつては住民票の写し又は自動車免許証の写しを提出してください。

なお、初回申請時（発行後3ヶ月以内のもの）のみ提出。

※初回申請時以降、内容等が変更になった場合は、再提出をお願いいたします。

問 9 : 地方公共団体など登記を要しない法人が申請する場合は、登記事項証明書などが必要ですか。

答 : 登記事項証明書の添付は必要ありません。なお、都道府県・市町村・特別区・一部事務組合・広域連合以外の登記を要しない法人の場合は、認可等の成立に要する法的文書の一部を求める場合があります。詳細はお問い合わせください。

問 10 : 申請者を確認できる書類として、個人事業者は、「住民票の写し又は自動車免許証の写し」を添付することとなっていますが、パスポートの写しではだめですか。

答 : 公募要領において、個人の確認書類としては「住民票の写し（発行後3ヶ月以内のもの）または免許証の写し」のみと規定しているため、パスポートの写しは認められません。

問 11 : 自動車購入契約書（納入予定日を明記しているもの）はどのようなものですか。

答 : 様式第1で申請する場合（申請して交付決定後に車両を購入する場合）には自動車販売会社と申請者（購入者）が購入契約をした契約書の写しの提出が必要です。なお、契約書の提出が難しい場合、注文書あるいは発注書の写しの提出に代えることも可とします。

また、契約書には、所定の記載内容のほか、導入車両の納入予定日（新車新規登録の予定日）を明記してください。この場合、納入予定日は令和8年2月13日以前であることが必要です。

問 12 : リースの場合、導入車両の見積書の宛先が、リース会社でなく導入車両を使用する貸渡先の事業者宛てとなっているケースがありますが、見積書としての添付書類に認められますか。

答 : 申請者はリース会社であることから、リース会社宛ての見積書が必要です。

問 13 : 導入車両のリース期間を2年間として、残りは再リースとするようなリース契約は可能ですか。

答 : 補助事業者は、導入車両（取得財産）について、法令で定める財産処分制限期間を経過するまで、処分できないこととなっています。財産処分制限期間は車種や用途別に異なります。

リース契約は、この財産処分の制限期間を超える期間で契約を結ぶ必要があります。

なお、本事業において財産処分の制限期間は、タクシー等車両については、小型車（総排気量 2L 以下）は 3 年、大型車（総排気量 3L 以上）は 5 年、その他（総排気量 2L 超え 3L 未満）は 4 年となっています。また事業用バスは 5 年、自家用バスは 6 年となります。

問 1 4 : 既に補助対象車両を購入した後に申請を行う場合（実績申請）、申請から補助金が交付されるまでの大まかな期間を教えてください。

答： J A T A としましては、交付申請兼完了実績報告については、書類の不備が解消されてから 30 日程度で審査を終了し、申請者に様式第 3 の 2 交付決定通知書兼交付額確定通知書を送付いたします。

その後、精算払請求に従って銀行等に補助金を振込むこととなります。従って、提出書類に問題が無ければ、申請から補助金の支払いまではおおよそ 40 日程度と思われませんが不備解消に時間がかかることや、別途協議すべき内容が生じた場合などはこの限りではありません。

また、公募要領 8（1）：受付期間などの留意事項に記載のように、予算額の残額が 2 割程度に達した場合等、申請数が多数の場合は、申請受付から交付決定までの期間が長くなることもあり得ます。

問 1 5 : 補助金申請後に補助対象車両を購入する場合（通常申請）、車両購入前の申請から補助金が交付されるまでの大まかな流れを教えてください。

答： 通常申請を行う場合は、交付申請を受け、書類の不備が解消されてから約 30 日以内で J A T A の審査を終了し、様式第 3 の交付決定通知書を送付します。

導入車両を購入後、完了実績報告を電子申請システム上で報告していただき、J A T A において審査後、様式第 1 3 の交付額確定通知書を送付します。

その後、交付額確定通知に記載された確定額について精算払請求をしていただき、当該請求に応じて補助金を支払うこととなります。

問 1 6 : 車両購入前の交付申請の場合（通常申請）では、交付決定前に車両の登録が済んでいる場合は交付されますか。

答： 交付申請をしている場合は、J A T A からの交付決定通知書を受領前に車両を新車登録してしまうと補助金が交付されません。

問 1 7 : リース事業者による申請の場合、補助金額を一括で貸渡し先の事業者を支払ってよろしいでしょうか。

答： リース事業者による申請の場合、リース料金から補助額の減額のみを認めています。一括で補助金を支払うことは認められません。

問 1 8 : リース会社の実績申請で、補助対象車両を先に購入し契約済みの場合、リース契約及びリース料金算定根拠明細書の記載はどのように記載すればよいのでしょうか。

答： 実績申請時点でのリース料金の受け取り残額に、補助金を充当した状況で再度積算し直し、変更契約書明細書を作成してください。

問 1 9 : リース料金算定根拠明細書は、参考の様式と同一の内容が記載されていれば、様式は任意でよろしいでしょうか。

答： 必要事項が記載されていれば、任意様式で結構です。

【その他】

問1：国の他の補助金と併用できないとなっていますが、デジタルタコグラフを国の補助金で導入して取り付けられた車両には、本補助金は申請できますか。

答： デジタルタコグラフや ASV 装置等車両に搭載される機器・装置は、補助対象が異なるため併用が可能で申請できます。

問2：補助金を受けた車両が事故を起こして使用できなくなった場合、補助金の返還が必要ですか。

答： 補助金を受けて購入した車両が、財産処分の制限期間内に事故を起こして廃車などにする場合、過失の程度に関係なく、財産処分の承認手続きを行っていただいた上で、補助金を返還していただく必要があります。※制限期間内に財産処分を行う前に必ず J A T A に相談してください。

問3：リース事業者が申請した補助対象車両を使用する事業者が事業を継続できなくなった場合は、補助金の返還は必要ですか。

答： 財産処分の制限期間内に事業者が事業を継続できなくなった場合など、内容により補助金の返還の必要が生ずる恐れがあるため、別途 J A T A にご相談ください。

問4：J A T A から送られてきた環境省補助事業である旨を示すステッカーは、どこに貼付すればよいのでしょうか。

答： 補助対象車両の前面ガラス及び側面ガラスを除いた見やすい箇所に貼付してください。また、充電設備についても、対象機器の見やすい箇所に貼付してください。

問5：事業報告書はいつまでに提出するのですか。

答： 事業報告は、電気自動車等の導入によって CO2 を削減した量を把握するため、導入自動車の走行距離数を報告していただくものです。令和7年度分については年度終了後の令和8年4月30日までに、また、令和8年度分は令和9年4月30日までに環境大臣あてに提出が必要です。

問6：補助対象車両の使用の本拠地が変更になった場合、事業報告書の登録番号と申請時の登録番号が相違することが予想されますが、問題ありませんか。

答： 一つの事業者が複数の補助対象車両を使用する地域がある場合などは、そのような事例が考えられますが、自動車検査証の所有者及び使用者が変更にならなければ問題ありません。
なお、混乱を避けるため、事業報告書等の提出の際にご相談下さい。

問7：事業完了日とは、いつのことを指すのですか。

答： 補助対象車両の自動車検査証における初度登録年月日となります。なお、改造車にあっては変更登録を行った日となります。

※充電設備の事業完了日については「充電設備関係」の問8をご参照ください。

問8：交付規程第8条第1項第十六号に記載されている「補助事業者は、十四号で定める期間を

経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボンクレジットとして登録を行ってはならない。」とはどういうことですか。

答： 「カーボンクレジット」とは、温室効果ガスの排出削減量を「クレジット」として国が認証する制度で、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボンオフセットとして取引することができます。本補助制度で導入した補助対象車両でカーボンクレジットの認証を受けたり、補助対象車両により削減される二酸化炭素量をカーボンクレジットの対象にしてはならないという規定です。

問9：利益等排除とはどういうことですか。

答： 間接補助事業において、補助対象経費の中に間接補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、間接補助事業の実績額の中に間接補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。そこで本事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

1. 利益等排除の対象となる調達先について

間接補助事業者が以下の（1）～（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。利益等排除の対象範囲には、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （1）間接補助事業者自身
- （2）間接補助事業者と100%同一の資本に属するグループ企業
- （3）間接補助事業者の関係会社（上記（2）を除く）

2. 利益等排除の方法について

（1）間接補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（2）間接補助事業者と100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（3）間接補助事業者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費および一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

また、リース契約に基づく申請についても、リース契約の使用者（契約者）との間に資本関係がある場合、利益等排除の対象となります。

問 1 0 : 補助対象事業者は国で定める目標（目安）に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定している必要がありますが、どんな目標でしょうか。

答： 2030年度における保有のタクシー等車両あるいはバスの非化石エネルギー自動車の使用割合を8%(タクシー等車両)あるいは5%(バス)を目標とします。様式第1(その4の1)又は様式第1(その4の2)に従い、提出してください。

なお、リース契約の場合、貸渡し先の事業者の導入計画を記載してください。

問 1 1 : GXリーグとは何ですか。

答： GXとはGreen Transformation(グリーントランスフォーメーション)の略称で、温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電などクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取り組みを指します。2020年10月政府は2050年までに温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ全体としてゼロにするカーボンニュートラル実現と社会変革を見据えて、GXへの挑戦を行い、現在および未来社会における持続可能な成長実現を目指す企業が同様の取組を行う企業群を官・学と共に協働する場が、GXリーグです。詳しくはGXリーグホームページ (<https://gx-league.go.jp>) を参照してください。

問 1 2 : 本補助金を受けるためにGXリーグの加入は必須ですか。

答： 補助金の申請にあたり、令和2年度CO2排出量が20万t以上の事業者は、GXリーグへの加盟又は国内でのScope1, 2に関する削減目標を設定するなどの表明をしていただきます。

20万t未満の事業者はこれらの条件は必須ではありません。

問 1 3 : リース契約の場合、表明書（様式第1（その3の2））の報告者はリース事業者でしょうか。

答： 表明書の報告者は貸渡し先の事業者になります。

問 1 4 : 申請者（車両の所有者）は変わらないが、使用者が法定耐用年数の期間の途中で変わることが確定しているが、申請は可能か。

答： 申請時点で使用者の変更の詳細（いつ、どこ、誰に）が確定している場合は、その根拠資料（契約書等）を示して共同で申請することは可能です。ただし、申請時点で詳細が確定しておらず、申請後に使用者の変更が発生した場合や申請時と異なる変更がなされた場合は、これまでどおり財産処分の対象となります。

問 1 5 : バッテリー交換式EVについて、バッテリーを補助対象車以外が使用することが想定されるが、この場合、申請は可能でしょうか。

答： バッテリーを補助対象車両以外と共同で利用する場合は、バッテリーは補助の対象外になりますので、車体のみが補助対象となります。この場合に、車両が使用されることを確認するため、バッテリーをどのように調達し、使用するのかについて、資料を提出いただく必要があります。

【充電設備関係】

問1： 充電設備への補助はないのでしょうか。

答： 通常申請の場合においてのみ、本事業により導入される電気自動車等の充放電に必要な充電設備への補助は対象となります。ただし、営業所単位で「車両台数≧充電口数」の関係となることが必須です。

問2： 補助対象となる充電設備の補助対象経費を教えてください。

答： 急速充電設備・普通充電設備を購入する費用及び充電設備を設置するための工事費となります。受変電装置（キュービクル）及び分電盤（ブレーカ）も含まれます。

問3： 充電設備を設置する土地が借地の場合の手続きを教えてください。

答： 借地に充電設備を設置する場合は、土地の利用に関する許諾及び充電設備の保有義務期間（6年）以上において設置することの許諾を土地所有者から得ることが必要です（国又は地方公共団体の土地はこの限りではなく、短い期間での使用許可も認めます）。
よって、土地の利用に関する許諾書等の提出をお願いします。

問4： 充電設備を資本関係にある充電設備メーカーから調達する場合等について教えてください。

答： 申請者が充電設備メーカー（自社含む）との資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。

なお、充電設備メーカー及び充電設備販売会社いずれも申請者と資本関係にある場合は、充電設備メーカーを優先し、利益等排除を行います。

また、リース契約に基づく申請についても、リース契約の使用者（契約者）との間に資本関係がある場合、利益等排除^{*}の対象となります。

なお、利益等排除については、自動車の購入についても適用されますのでご注意願います。

※【その他】問9をご参照ください。

問5： どのような充電設備を購入したら良いのか教えてください。

答： 補助対象となる充電設備につきましては、ホームページに一覧を公開しておりますので、そちらをご確認いただければと思います。

問6： 補助金の交付を受けて設置した充電設備の管理について教えてください。

答： 補助金の交付を受けて設置した充電設備の保有義務は設置完了した日から6年であり、補助金の交付を受けた方は、法令を遵守し、同じく補助金を受けて導入した電気自動車とともに、その効率的運用を図り、善良な管理者の注意をもって継続的に管理しなければなりません。

よって、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」を備えて管理しなければなりません。

保有義務期間に保有が困難になった場合、またはやむを得ず処分を行うときはJATAへ事前の届出が必要であり、原則として補助金の返納が必要となります。

問7： 車両と充電設備は同時申請でなければならないのでしょうか。

答： 車両の申請が先なら、車両と充電器は別申請でも問題ありません。別申請の場合は、充電器の申請の際に申請車両との紐づけができる書類（車両の購入契約書、リース契約書、車検証など）を添付してご申請ください。

問 8 : 充電機器の設置完了日とはいつか。また証明する書類は何が必要か。

答 : 設置工事が完了した日を指します。証明する書類は工事事業者が発行する工事完了日、引き渡し完了日または領収書の発行日とします。

問 9 : 充電設備の設置が遅れた場合はどうなるのか。

答 : 設置が遅れた場合は補助金交付対象外となります。令和 8 年 2 月 20 日の完了実績報告に間に合うように工事計画を立ててください。

問 10 : 車両はリースとして申請した場合、充電設備の申請は誰が行うことができますか。また、車両のみリース契約で充電設備についてはリース先(貸渡し先)だった場合、補助金の申請はどうなりますか。

答 : 公募要領 6.申請者に、「補助金を申請できる者は、補助対象車両の自動車検査証上の所有者に該当する者」となっています。従いまして、リース契約車両の所有者が充電設備の申請者となることもできます。また、車両のみリース契約の場合は、充電設備はリースの貸渡し先の事業者が補助金を申請することとなります。

問 11 : 充電設備の工事費に見積もりは 2 社以上必要でしょうか。

答 : 工事に係る見積もりを 2 社以上とっていただきますようお願いいたします。ただし、事情があり、2 社以上取れない場合は JATA へご相談ください。

問 12 : 充電設備の補助額について教えてください。

答 : 充電設備の補助額を算定する場合、充電設備と工事費の総和から寄付金その他の補助金を差し引いて、基準額と比較することから、注意が必要です。

充電設備の機器の補助額について、機器の補助対象経費(①)に補助率を乗じた額(②)と、機器上限額(③)を比較し、②、③のいずれか少ない金額に台数を乗じた額(④)を求めます。

充電設備の工事費について、工事全体の補助対象経費(⑤)と 1 台あたりの工事費上限額に台数を乗じた額(⑥)を比較し、⑤、⑥のいずれか少ない金額(⑦)を求めます。

①に台数を乗じた額と⑤の和から寄付金その他の補助金を引いた額(⑧)と、④と⑦の和(⑨)を比較し、⑧、⑨のいずれか少ない額が充電設備の補助額となります。ただし、高圧受電設備については台数を乗じず、1 工事当たりの上限額として比較します。

問 13 : 車両の配置場所を変更したい。移設前後で所有者は変わらないのだが、充電設備も移設したいが、可能でしょうか。

答 : 補助対象車両の配置の移動に伴い、補助対象の充電設備を移設する場合、補助対象車両と同じ場所に同じ口数を移設することは可能ですが、移設に伴う費用は補助対象ではありません。

問 14 : 充電設備に課金装置がついているものについては、装置を使用しないものであれば、そのまま設置可能でしょうか。

答 : 設置は可能ですが、様式第 1 (その 3 の 1) (誓約書) (3)のとおり、課金装置は使用しないでください。

【複数年度事業について】

問 1：複数年度事業として申請する場合の要点を教えてください。

答： 複数年度事業として申請する場合は、事前に JATA まで相談ください。複数年度事業として申請する場合、経費を年度毎に明確（何をいつまでに実施するのか明らかにする）にして申請をしてください。また、交付申請は毎年度必要です。公募要領をよくご確認ください。

問 2：複数年度事業として申請し、今年度分について交付を受けた場合、次年度も必ず交付されると考えてよいですか。

答： 翌年度以降の補助事業は、政府において翌年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、翌年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。公募要領をよくご確認ください。

問 3：複数年度事業で、初年度の補助対象経費が発生しない場合でも申請できますか。

答： 各年度に補助対象経費が発生しない場合、申請いただけませんので、事前にご相談ください。

問 4：複数年度事業の場合、「車両台数≧充電口数」の関係はどの様に考えればよいでしょうか。

答： 「車両台数≧充電口数」については、翌年度終了時にこの関係性を満たしてください。

問 5：翌年度目終了時点で、「車両台数≧充電口数」とならなかった場合、補助金は返還することになるのでしょうか。

答： 「車両台数≧充電口数」が満たなかった場合については、満たなかった差分を返還していただくこととなります。

問 6：複数年度事業において、初年度の所定の期日までに「翌年度補助事業開始承認申請」を提出せず、事業を実施しなかった場合、初年度の補助金はどのような扱いになりますでしょうか。

答： 翌年度以降の事業開始に該当し、初年度に交付した補助金の一部または全部に相当する金額を返還していただくこととなります。

令和5年5月16日環水大自発第2305161号
改正 令和6年2月16日環水大モ発第2402166号
改正 令和7年2月28日環水大モ発第25022847号

商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）実施要領

第1 目的

この実施要領は、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、普及初期のタクシー及びバスにおける電動化及び充電設備等の導入加速を支援し輸送に伴うCO₂排出削減につなげ、もって価格低減による産業競争力強化・経済成長と脱炭素社会の構築を推進することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車であって一定の型式により継続的に製造し市場において販売することが予定されている、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び同法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する乗車定員10人以下の車両（以下「タクシー等車両」という。）及び乗車定員11人以上の車両（以下「バス車両」という。）並びに充電設備等を導入することをもって輸送に伴うCO₂排出削減を行う事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

(2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者のうち、国で定める目標（目安）に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定している者とする。

ア タクシー等車両又はバス車両を事業の用に供する者

イ タクシー等車両又はバス車両の貸渡し（リース）を業とする者（ア、ウ及びカに貸し渡す者に限る。）

ウ 特定旅客自動車運送事業者に自らが所有又は使用するタクシー等車両又はバス車両を貸与のうえ、旅客運送を委託する学校法人又は企業等

エ 旅客自動車運送事業の分社等により、自らが50%を超える出資比率によって設立した子会社

たる旅客自動車運送事業者に、自らが所有するタクシー等車両又はバス車両を貸与する者
オ タクシー等車両又はバス車両と一体的に導入される充電設備を所有する者（ア、イ、ウ、エ、
カのタクシー等車両又はバス車両と一体的に導入される場合に限る。）

カ 地方公共団体

キ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

なお、カを除く者のうち、地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度によって公表された令和3年度CO₂排出量が20万t以上の者（以下「多排出者」という。）については、交付申請日までに、以下（i）及び（ii）のCO₂排出削減のための取組の実施について表明している者に限る。なお、GXリーグに参加している者については、これらの取組を実施するものとみなす。

（i） 令和7年度及び令和12年度の国内におけるScope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関するCO₂排出削減目標を設定し、公表すること。また、令和6年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て、毎年度公表すること。

（注）第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

（ii） （i）で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット若しくはJCMその他国内のCO₂排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を公表すること。

（3）間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとする。

なお、交付の対象となるタクシー等車両及びバス車両については、（6）に定める導入対象車両の事前登録申請日までに、以下の取組の実施について表明する者により生産されたものに限る。

ア 以下（i）～（iii）のCO₂排出削減のための取組を実施すること。なお、GXリーグに参加する者については、これらの取組を実施するものとみなす。ただし、多排出者以外の者又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する者については、CO₂排出削減のためのその他の取組をもって、これらに替えることができる。

（i） 令和7年度及び令和12年度の国内におけるScope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関するCO₂排出削減目標を設定し、公表すること。また、令和6年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て毎年度公表すること。

（注）第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

（ii） （i）で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット若しくはJCMその他国内のCO₂排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を公表すること。

（iii） 環境性能の高い部素材を調達することや取引先に働きかけること等を通じてサプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進すること。

イ 当該生産品に関し、自社の成長（例：コスト競争力の向上や海外市場の獲得）につながる今後の方針を策定すること。

ウ 必要な人材の確保に向けた取組（例：継続的な賃上げ）を進めること。

また、補助事業者は、大臣から指示があった場合は、交付の対象となったタクシー等車両及びバス車両の生産者に対し上記ア～ウに関する報告を求め、これを大臣に報告すること。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知
- イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否等に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営
- ウ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）
- エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督
- オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- カ 上記に関する附帯業務

(5) 交付規程の内容

- ① 交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条まで第19条並びに第20条に準じた事項並びに事業報告書の提出その他必要な事項を記載するものとする。
- ② 間接補助金の交付手続等について、交付要綱第17条による電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

(6) 間接補助金交付先の採択等

- ① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、採否及び導入車両の事前登録に関する審査基準（案）を作成し、環境省と協議の上、採択のために設置した委員会の承認を受け、審査基準を定めるものとする。
- ② 補助事業者は、①の審査基準に基づき、必要に応じて委員会に諮った上で、間接補助事業における導入対象車両の事前登録及び間接補助金交付先の採択を行う。なお、当該登録については環境省水・大気環境局長と協議の上で行うものとし、当該登録結果は公表するものとする。
- ③ 間接補助金交付先の採択は、環境省水・大気環境局長に報告するものとする。
- ④ 補助事業者は、②及び③に基づき採択した複数年度計画の間接補助事業及び前年度より継続して実施する間接補助事業のうち、翌年度以降における間接補助事業の計画変更（軽微な変更である場合を除く）が生じた場合は、①、②及び③に準じた手続により審査及び協議し、翌年度における間接補助事業の継続実施の可否を決定するものとする。

(7) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(8) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがある

ると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(10) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(11) 翌年度の間接補助事業に関する協議

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業及び前年度から継続して実施する間接補助事業のうち翌年度における間接補助事業について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始したい旨の申請があり、その必要性が認められる場合は、別紙様式により環境省水・大気環境局長に協議することができる。

(12) 複数年度計画の間接補助事業

補助事業者は、間接補助事業者より、複数年度計画の間接補助事業により採択された事業について、2年目以降の事業を継続しない旨の申し出があった場合には、間接補助事業者に対し、過年度に交付した間接補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがある。

第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了の日の属する年度及び年度終了後1年間の期間について、二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を大臣又は大臣が指定する者に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

第5 指導監督

(1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 間接補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第7条第十一号イ、ウ、エ及びオに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和5年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この実施要領は、令和6年2月16日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和5年度補正予算に係る補助金から適用し、令和5年度当初予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和7年2月28日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和6年度補正予算に係る補助金から適用し、令和5年度補正予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
タクシー等車両 ^(注1) (電気自動車 ^(注2)) 導入事業	タクシー等車両に係る電気自動車の導入を行う事業	第3(2)(オを除く)に該当する者における、乗車定員が8人以下のタクシー等車両に係る電気自動車の導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	第3欄に掲げる経費の1/4をベースに、補助事業者が必要と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ アにより算出された額と第4欄で選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
		第3(2)(オを除く)に該当する者における、乗車定員が9人以上のタクシー等車両に係る電気自動車の導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	第3欄の導入車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車の価格 ^(注4) と第3欄に掲げる経費との差額 ^(注5) の2/3をベースに、補助事業者が必要と認めた額	同上
バス車両 ^(注3) (電気自動車 ^(注2)) 導入事業	バス車両に係る電気自動車の導入を行う事業	第3(2)(オを除く)に該当する者における、バス車両に係る電気自動車の導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	第3欄の導入車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車の価格 ^(注4) と第3	同上

			欄に掲げる経費との差額 ^(注5) の2/3をベースに、補助事業者が必要と認められた額	
タクシー等車両 ^(注1) (プラグインハイブリッド自動車)導入事業	タクシー等車両に係るプラグインハイブリッド自動車の導入を行う事業	第3(2)(オを除く)に該当する者における、乗車定員が8人以下のタクシー等車両に係るプラグインハイブリッド自動車の導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	第3欄に掲げる経費の1/5をベースに、補助事業者が必要と認められた額	同上
		第3(2)(オを除く)に該当する者における、乗車定員が9人以上のタクシー等車両に係るプラグインハイブリッド自動車の導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	第3欄の導入車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車の価格 ^(注4) と第3欄に掲げる経費との差額 ^(注5) の2/3をベースに、補助事業者が必要と認められた額	同上
バス車両 ^(注3) (プラグインハイブリッド自動車)導入事業	バス車両に係るプラグインハイブリッド自動車の導入を行う事業	第3(2)(オを除く)に該当する者における、バス車両に係るプラグインハイブリッド自動車の導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	第3欄の導入車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車の価格 ^(注4) と第3欄に掲げる経費との差額 ^(注5) の2/3をベースに、補助	同上

			事業者が必要と認めた額	
タクシー等車両 ^(注1) (燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車)導入事業	タクシー等車両に係る燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車の導入を行う事業	第3(2)(オを除く)に該当する者における、乗車定員が8人以下のタクシー等車両に係る燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車の導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	第3欄に掲げる経費の1/3をベースに、補助事業者が必要と認めた額	同上
		第3(2)(オを除く)に該当する者における、乗車定員が9人以上のタクシー等車両に係る燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車の導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	第3欄に掲げる経費の1/2をベースに、補助事業者が必要と認めた額	同上
バス車両 ^(注3) (燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車)導入事業	バス車両に係る燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車の導入を行う事業	第3(2)(オを除く)に該当する者における、バス車両に係る燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車の導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	第3欄に掲げる経費の1/2をベースに、補助事業者が必要と認めた額	同上

電気自動車 ^(注2) 用 充電設備 ^(注6・注7) 等 導入事業	電気自動車用充電 設備等の導入を行 う事業	事業を行うために 必要な工事費（本 工事費、附帯工事 費）、設備費、業務 費及び事務費で補 助事業者が承認し た経費（間接補助 対象経費の内容に ついては、別表第 2に定めるものと する。）	・充電設備、外部 給電器、充放電設 備及び受電設備の 購入に係る経費の 内、補助事業者が 必要と認めた額の 1/1、1/2 又は 1/3 ・工事にかかる経 費の内、補助事業 者が必要と認めた 額の 1/1	ア 総事業費から 寄付金その他の収 入額を控除した額 を算出する。 イ アにより算出 された額と第4欄 で選定された額と を比較して少ない 方の額を交付額と する。ただし、算出 された額に1, 0 00円未満の端数 が生じた場合に は、これを切り捨 てるものとする。 また、別途、上限額 を定める。
タクシー等車両 ^(注 1) 又はバス車両 ^(注 3) の改造事業	タクシー等車両又 はバス車両に係 る、以下のいずれ かの自動車への改 造を行う事業 ・電気自動車 ・プラグインハイ ブリッド自動車 ・燃料電池自動車 ・水素内燃機関型 自動車	第3（2）（オを除 く）に該当する事 業者における、第 2欄の改造を行う ために必要な経費 で、補助事業者が 承認した経費	補助事業者が必要 と認めた額の2/3	同上

（注1） タクシー等車両をベース車両とした架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車も含むものとする。本表第2欄、第3欄において同じ。

（注2） バッテリー交換式電気自動車も含むものとする。本表第2欄、第3欄において同じ。

（注3） バス車両をベース車両とした架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車も含むものとする。本表第2欄、第3欄において同じ。

（注4） 第3欄の導入車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車（以下「標準車両」という。）の価格については、車両製造事業者からの報告において把握された車両価格とする。

（注5） 標準車両の価格と第3欄に掲げる経費との差額は、原則、架装物等動力構造以外の部分の変更に係る費用を除いて算定するものとする。

(注6) 電気自動車用充電設備については、本補助事業において、車両導入と一体的に行われたもので、事業者の敷地（事業所、営業拠点）等に設置する充電設備に限るものとする。本表第2欄、第4欄において同じ。

(注7) バッテリー交換式電気自動車の運用に必要な設備（交換用バッテリー及び交換ステーション等）も含むものとする。本表第2欄、第4欄において同じ。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、</p> <p>② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、</p> <p>③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>② 準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④ 技術管理に要する費用、</p> <p>⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p>

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をい

事務費	事務費		<p>う。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号</th> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>5,000 万円以下の金額に対して</td> <td style="text-align: center;">6. 5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して</td> <td style="text-align: center;">5. 5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>1 億円を超える金額に対して</td> <td style="text-align: center;">4. 5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5%	2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5%	3	1 億円を超える金額に対して	4. 5%
号	区 分	率													
1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5%													
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5%													
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5%													

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数がかかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

環境省 水・大気環境局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））に係る翌年度における間接補助事業について

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始したい旨の申請があったため審査した結果、その必要性が認められるので、商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）実施要領第3（11）の規定に基づき、下記の通り協議します。

記

1. 間接補助事業の概要

- (1) 間接補助事業者の氏名又は名称
- (2) 間接補助事業の名称
- (3) 間接補助事業の概要
- (4) 翌年度における間接補助事業の概要

2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始する必要性

3. 参考資料

4. 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

令和5年5月16日 環水大自発第2305162号
改正 令和6年2月16日 環水大モ発第2402166号
改正 令和7年2月17日 環水大モ発第2502171号

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付要綱を次のとおり制定する。

令和7年2月17日

環境大臣 浅尾 慶一郎

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））
交付要綱

（通則）

第1条 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令（以下「法令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、民間団体等が電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車であって一定の型式により継続的に製造し市場において販売することが予定されているタクシー車両、バス車両及び当該電気自動車、プラグインハイブリッド自動車へ電気を供給する設備（以下「充電設備」という。）等の導入を行う事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の一部を補助する事業に補助金を交付することにより、これらの自動車及び充電設備等の普及初期の導入加速を支援し輸送に伴うCO₂排出削減につなげ、もって価格低減による産業競争力強化・経済成長と脱炭素社会の構築を推進することを目的とする。

（交付の対象等）

第3条 この補助金は、非営利型法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号の2に定める一般社団法人・一般財団法人）その他の非営利法人（補助金に対して法人税が課されることとなる法人を除く。）が商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）実施要領（令和5年5月16日付け環水大自発第2305161号）に基づく間接補助事業を実施する者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、補助金を財源とする給付金を交付する事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としない。

- 2 補助事業の実施に要する補助対象経費の区分及び内容は、別表のとおりとし、別表第1欄の区分ごとに算出した別表第2欄の補助対象経費の額に、別表第3欄の補助率を乗じて得た額を予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を環境大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更申請)

第5条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を大臣に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

(交付の決定の通知)

第6条 大臣は、第4条第1項の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第4条第1項の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 大臣は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の全部若しくはその主たる部分（別表第一欄の事務費の区分欄の合計額の50%を超えるもの）を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、大臣の承認を得たときはこの限りではない。
- 二 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に報告するとともに、補助事業の履行体制を遅滞なく公表しなければならない。
- 三 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 四 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第5条に定める手続によるものとする。
- ア 別表第一欄の区分に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
- イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 五 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出して承認を受けなければならない。
- 六 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 七 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 八 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく様式第9による名称変更等報告書により大臣に報告しなければならない。
- 九 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告しなければならない（ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。）。大臣は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十一 補助事業者は、間接補助事業者に間接補助金（補助金を財源として間接補助事業者に交付する給付金をいう。以下同じ。）を交付するときは、前十号に準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。
- ア 補助事業者は、間接補助事業の完了によって間接補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、間接補助金の交付の目的に反しない場合に限り、間接補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、間接補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができる。
- イ 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業者が別に定める様式による取得財産等管理台帳を備え、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、間接補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ウ 間接補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに間接補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の

耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまで、補助事業者の承認を受けないで、間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、補助事業者が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。

エ 間接補助事業者は、間接補助金の交付の目的に従って、間接補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には補助事業者が別に定める事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

オ 間接補助事業者は、間接補助事業の完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。

十二 前号イ、ウ、エ及びオにより付した条件に基づき補助事業者が承認又は指示を与える場合には、あらかじめ大臣の承認又は指示を受けなければならない。

十三 補助事業者は、第十一号により付した条件に基づき、間接補助事業者から間接補助金相当額の全部又は一部の納付があった場合には、大臣に報告し、大臣はその納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

2 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

3 大臣が第11条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が大臣に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、大臣は次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が大臣に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 大臣は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

三 大臣は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に大臣に書面をもって取り下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第9条 大臣は、第7条第七号の規定による報告書及び次項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令、本要綱、実施要領（以下「法令等」という。）、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者若しくは間接補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに様式第12による年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者が第1項の完了実績報告書をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、大臣は補助事業者からの申請に基づき期限について猶予することができる。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書（第5条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条第四号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合においては、財務大臣との協議を経て概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算(概算)払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 大臣は、第7条第五号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

一 補助事業者が、法令等又は法令等に基づく大臣の処分若しくは指示に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業又は間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業又は間接補助事業を遂行することができない場合(補助事業者又は間接補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

五 間接補助事業者が、法令に違反又は間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

六 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 大臣は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずる。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、第1項第1号から第3号又は第6号の規定による交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第11条第3項の規定を準用する。

(間接補助金の交付規程の承認)

第14条 補助事業者は、補助事業の開始前に、補助事業を本要綱の規定に従い行うために、間接補助金の交付の手續等について交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするとき(ただし、軽微な変更である場合を除く。)も同様とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第15条 補助事業者は、第4条第1項の規定に基づく交付の申請、第5条第1項の規定に基づく変更交付の申請、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第7条第1項第四号の規定に基づく計画変更の申請、同項第五号の規定に基づく中止又は廃止の申請、同項第六号の規定に基づく事業遅延の報告、同項第七号の規定に基づく状況報告、同項第八号の規定に基づく名称変更等の報告、同項第十号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、同項第十一号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第10条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、又は第12条第2項の規定に基づく支払請求(以下「交付申請等」という。)については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の2の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第16条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(間接補助金の電子申請等)

第17条 補助事業者は、間接補助金の交付の手続きについて、電磁的方法(適正化法第26の3の規定に準じて補助事業者が定めるものいう。以下同じ。)により行うこととする。

2 補助事業者は、間接補助金の交付の決定その他間接補助事業者に対する通知を電磁的方法により行うこととする。

(間接補助金の交付)

第18条 補助事業者は、間接補助金の交付を行うため、第12条第1項ただし書に規定する概算払により補助金の交付を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に交付しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第19条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報(間接補助事業者が取得した事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第20条 補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、環境省水・大気環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年2月16日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、令和5年度補正予算に係る補助金から適用し、令和5年度当初予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年2月17日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、令和6年度補正予算に係る補助金から適用し、令和5年度補正以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者という。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表

1. 区分	2. 補助対象経費	3. 補助率
事業費	間接補助事業に要する経費	定額
事務費	報酬、人件費、社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、使用料及賃借料、会議費、役務費、委託料及び租税公課並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費	定額

ステッカー【環境省補助事業である旨の表示】

GX



商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）

JATA

事務局

（公財）日本自動車輸送技術協会

※ステッカーを送付しますので補助対象車両
又は充電設備に必ず貼付してください。

サイズ：220×73

〒160-0004

東京都新宿区四谷3丁目2番5全日本トラック総合会館8階

公益財団法人日本自動車輸送技術協会

「商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）」

事業部 補助金執行グループ

TEL : 03-6836-1203

問合わせ専用メールアドレス : kanhojo@ataj.or.jp